

# I 寝屋川市の概要

## 1 市の概要

寝屋川市は、大阪府の東北部、淀川左岸に位置し、大阪市域の中心より 15 km、京都市域の中心より 35 km の距離にあります。

また、本市の東部は交野市、西部は淀川を境として高槻市、摂津市に接し、南部は守口市、門真市、大東市及び四條畷市と、北部は枚方市に接し、北河内地域の中心部に位置しています。

市の地勢は、東部丘陵地帯と西部平坦地帯の二つに大別され、丘陵地帯は生駒山系の一部をなし海拔約 50m です。平坦地帯は主として沖積層からなる海拔 2～3 m の平地です。

○ 市の広さ

面積	24.73 km <sup>2</sup>
東西	6.89 km
南北	7.22 km

## 2 市の沿革

古代より生駒山系は人類の住みついたところで、本市の東部丘陵地帯はこの生駒山系に属し、市内の太秦地区には石器時代の古墳があります。

寝屋川市のある大阪東北部（旧北河内郡）は平野がひらけ、古くから穀倉地帯として農耕を営んでいました。江戸時代に入って、米作を中心に菜種、麦などのほか河内木綿の原料の綿を作り、丘陵地帯では茶、甘薯、筍の栽培などが盛んになってきました。

明治 22 年に町村制が施行され、市域に九箇荘村、寝屋川村、豊野村、友呂岐村、水本村が成立しました。

また、明治 43 年には京阪電車が開通し、その沿線が徐々に発展の途をたどることになりました。

本市は、昭和 18 年に淀川沿いの平野部と東部丘陵地の 1 町 3 村をもって寝屋川町となり、昭和 26 年 5 月には人口約 3 万人で府内 16 番目の市として誕生しました。

こうした中、大動脈である国道や衛星都市を結ぶ府道が完成、都市形態が整備されるにつれて、各企業が進出、本市は大きな変ぼうを遂げました。

昭和 36 年には水本村と合併、その後昭和 40 年代にかけて、年間に 2 万人という爆発的な人口増が続くなど、大阪都市圏のベッドタウンとして発展し、人口約 25 万人の都市となりました。その後、人口の社会移動も減少するとともに定住化の兆しを示し、ほぼ 24 万人で安定しました。

平成 23 年には市制施行 60 周年を迎え、現在は「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」を目指して、市民との協働によるまちづくりを進めているところです。

### 3 人口・世帯(各年1月1日現在、外国人登録を含む)

	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一世帯あたりの人口 (人)	1平方 <sup>キ</sup> あたりの人口密度 (人)	人口の前年 度比 (%)	平成22年を 100とした場 合の人口指 数
22年	243,215	106,180	2.29	9,835	99.9	100.0
23年	242,562	106,745	2.27	9,808	99.7	99.7
24年	243,007	107,682	2.26	9,826	100.2	99.9
25年	242,673	107,661	2.25	9,813	99.9	99.8
26年	241,340	107,989	2.23	9,759	99.5	99.2

図1 人口の推移

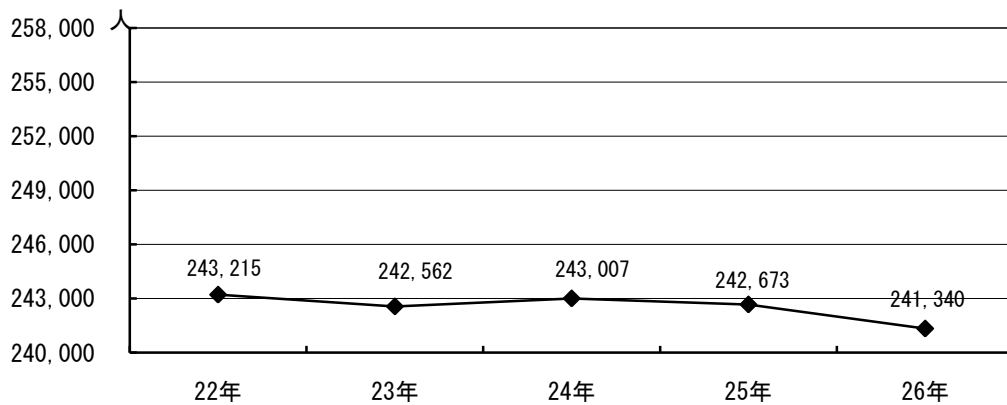
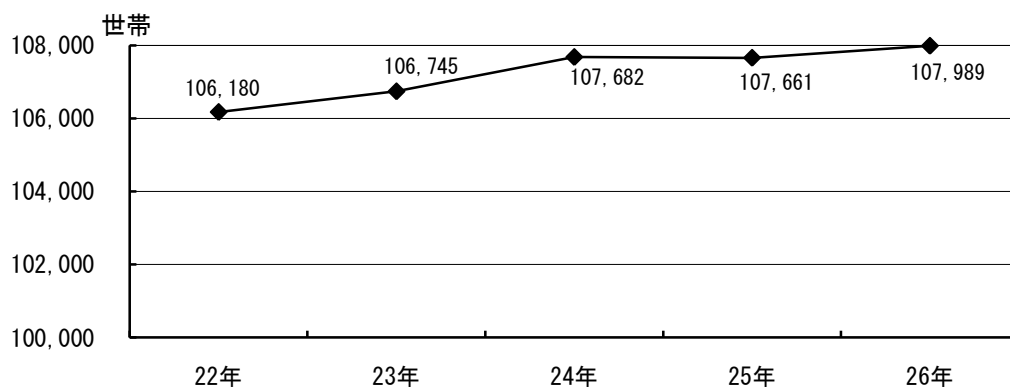


図2 世帯数の推移



## II 財政

### 1 一般会計予算額及び決算額

#### (1) 歳入

(単位：千円、%)

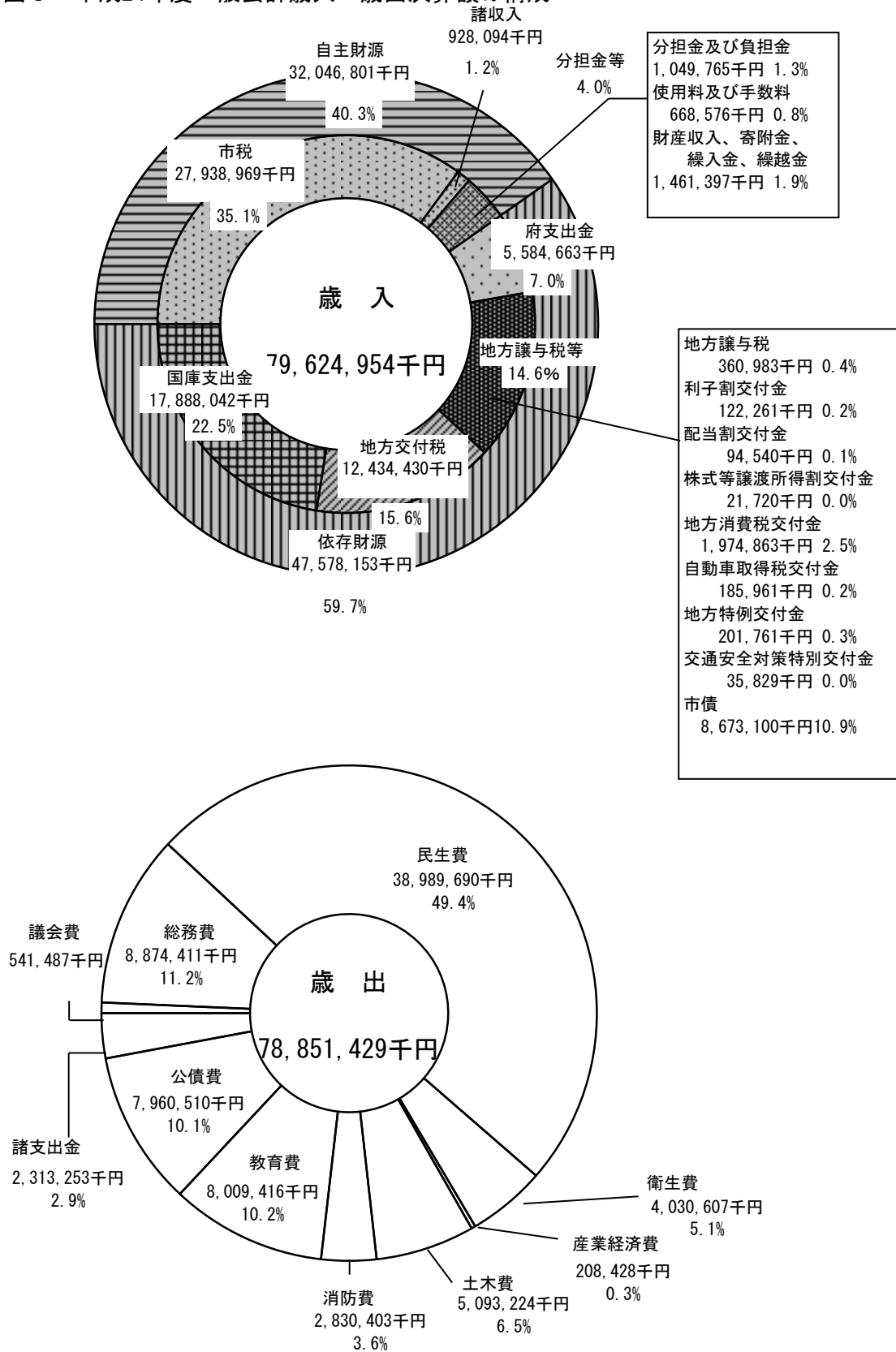
款 別	23年度				24年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
市 税	28,390,507	100.0	27,966,759	100.4	28,110,245	99.0	27,938,969	99.9
市 民 税	12,468,796	100.3	12,333,911	99.8	12,537,914	100.6	12,844,499	104.1
固 定 資 産 税	11,348,833	99.0	11,350,460	99.9	11,036,361	97.2	10,894,549	96.0
軽 自 動 車 税	190,669	86.4	190,050	101.4	188,967	99.1	194,427	102.3
市 た ば こ 税	1,503,971	103.6	1,545,002	111.1	1,564,555	104.0	1,548,788	100.2
特 別 土 地 保 有 税	294,140	100.0	0	0.0	294,140	100.0	0	0.0
入 湯 税	7,139	96.8	7,201	97.8	6,939	97.2	7,288	101.2
都 市 計 画 税	2,576,959	101.0	2,540,135	99.8	2,481,369	96.3	2,449,418	96.4
地 方 譲 与 税	380,010	98.4	379,395	95.6	388,010	102.1	360,983	95.1
利 子 割 交 付 金	161,000	100.6	132,822	82.3	124,000	77.0	122,261	92.0
配 当 割 交 付 金	91,000	133.8	86,076	112.3	92,000	101.1	94,540	109.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	29,000	90.6	19,097	73.6	20,000	69.0	21,720	113.7
地 方 消 費 税 交 付 金	2,104,000	104.5	1,988,038	98.9	2,092,000	99.4	1,974,863	99.3
自 動 車 取 得 税 交 付 金	195,010	114.0	147,075	83.1	184,010	94.4	185,961	126.4
地 方 特 例 交 付 金	357,232	90.4	357,232	89.8	192,825	54.0	201,761	56.5
地 方 交 付 税	11,030,303	114.7	11,619,388	103.3	12,434,430	112.7	12,434,430	107.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	42,000	100.0	36,699	97.0	40,000	95.2	35,829	97.6
分 担 金 及 び 負 担 金	963,732	92.5	974,221	102.0	1,047,975	108.7	1,049,765	107.8
使 用 料 及 び 手 数 料	770,251	98.1	756,863	99.0	696,590	90.4	668,576	88.3
国 庫 支 出 金	19,328,579	102.0	17,370,503	98.4	19,324,949	100.0	17,888,042	103.0
府 支 出 金	5,950,700	107.3	5,474,109	108.5	6,065,099	101.9	5,584,663	102.0
財 産 収 入	280,753	431.7	309,750	236.9	188,559	67.2	182,625	59.0
寄 附 金	29,213	107.7	25,443	91.1	133,217	456.0	122,639	482.0
繰 入 金	273,557	28.8	215,823	22.5	501,602	183.4	217,110	100.6
繰 越 金	367,521	126.2	367,521	126.2	939,023	255.5	939,023	255.5
諸 収 入	651,276	32.6	780,398	39.8	844,637	129.7	928,094	118.9
市 債	10,034,100	75.4	5,587,200	57.9	11,996,900	119.6	8,673,100	155.2
計	81,429,744	96.7	74,594,412	93.5	85,416,071	104.9	79,624,954	106.7

#### (2) 歳出

(単位：千円、%)

款 別	23年度				24年度			
	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比	予 算 額	前年度比	決 算 額	前年度比
議 会 費	671,159	122.5	653,727	121.2	554,302	82.6	541,487	82.8
総 務 費	7,663,671	88.4	7,120,343	85.0	9,254,407	120.8	8,874,411	124.6
民 生 費	39,785,503	108.0	37,906,883	105.7	40,240,398	101.1	38,989,690	102.9
衛 生 費	4,399,078	60.2	4,131,213	59.4	4,407,791	100.2	4,030,607	97.6
産 業 経 済 費	267,900	121.6	245,845	123.3	344,077	128.4	208,428	84.8
土 木 費	5,891,885	69.7	5,368,485	70.6	5,776,237	98.0	5,093,224	94.9
消 防 費	2,938,334	92.9	2,931,208	92.7	2,834,144	96.5	2,830,403	96.6
教 育 費	10,525,400	107.2	6,439,175	81.8	11,626,476	110.5	8,009,416	124.4
災 害 復 旧 費	50	100.0	0	0.0	50	100.0	0	0.0
公 債 費	7,560,864	102.9	7,218,521	101.8	8,027,530	106.2	7,960,510	110.3
諸 支 出 金	1,639,991	91.5	1,639,989	91.5	2,314,681	141.1	2,313,253	141.1
予 備 費	85,909	119.1	0	0.0	35,978	41.9	0	0.0
計	81,429,744	96.7	73,655,389	92.7	85,416,071	104.9	78,851,429	107.1

図3 平成24年度一般会計歳入・歳出決算額の構成



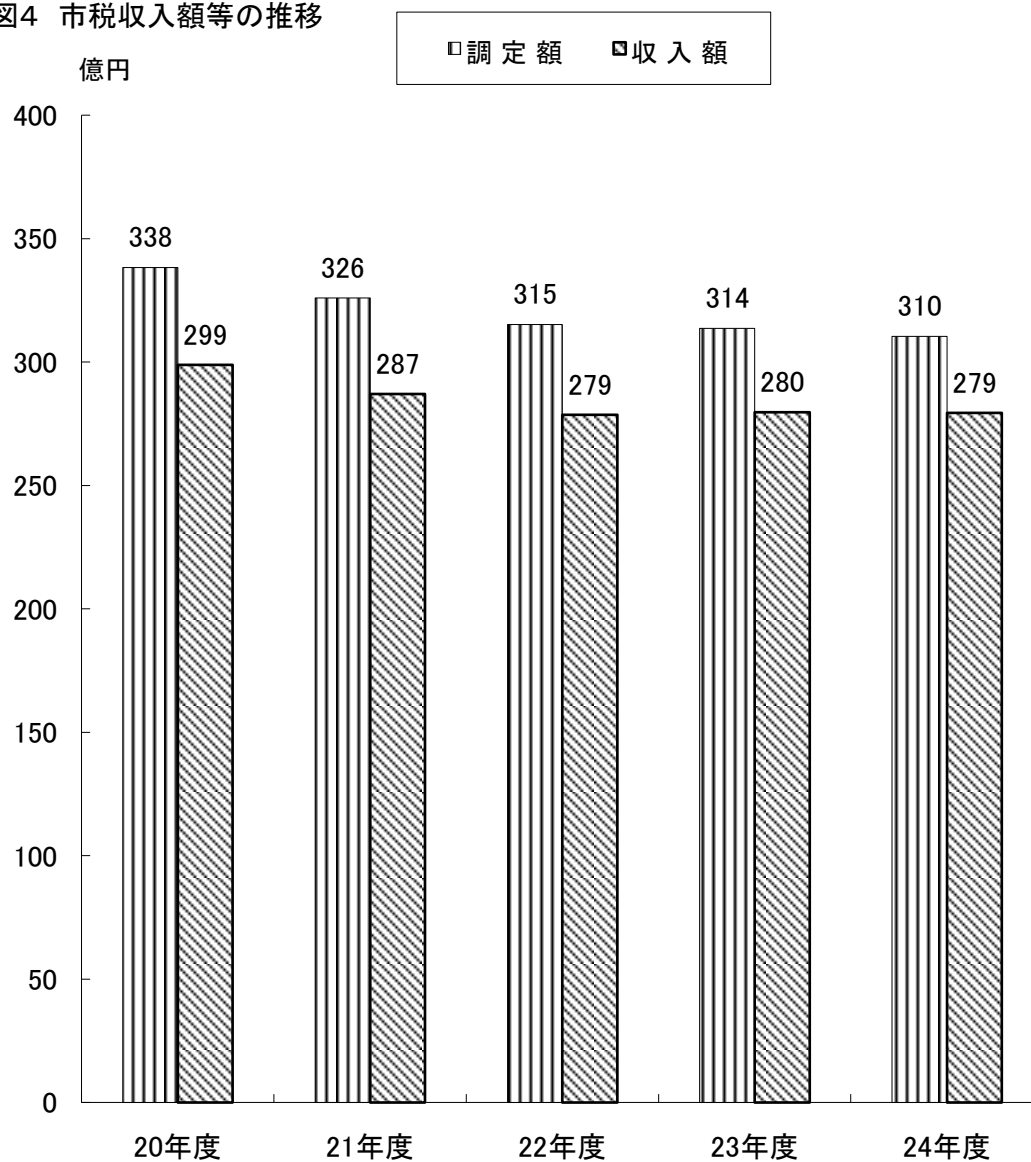
### Ⅲ 市税総括

#### 1 市税収入額等の推移

(単位：千円、%)

区分 年度	予 算 額		調 定 額		収 入 額	
		前年度比		前年度比		前年度比
20	30,434,069	101.1	33,824,808	100.1	29,886,868	100.1
21	29,109,636	95.6	32,602,077	96.4	28,705,758	96.0
22	28,402,609	97.6	31,526,670	96.7	27,856,740	97.0
23	28,390,507	100.0	31,370,496	99.5	27,966,759	100.4
24	28,110,245	99.0	31,041,868	99.0	27,938,969	99.9

図4 市税収入額等の推移



## 2 税目別調定額及び収入額

(単位：千円、%)

税目		年度	22年度			23年度			24年度		
			調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率	調定額	収入額	徴収率
市民税	個人	現年	10,848,649	10,499,558	96.8	10,603,902	10,263,764	96.8	11,017,298	10,720,420	97.3
		滞繰	1,058,878	263,313	24.9	1,025,206	273,617	26.7	990,926	272,360	27.5
		計	11,907,527	10,762,871	90.4	11,629,108	10,537,381	90.6	12,008,224	10,992,780	91.5
	法人	現年	1,612,429	1,592,132	98.7	1,818,065	1,790,940	98.5	1,847,469	1,827,345	98.9
		滞繰	57,003	3,472	6.1	60,264	5,590	9.3	72,778	24,374	33.5
		計	1,669,432	1,595,604	95.6	1,878,329	1,796,530	95.6	1,920,247	1,851,719	96.4
	計			13,576,959	12,358,475	91.0	13,507,437	12,333,911	91.3	13,928,471	12,844,499
固定資産税	純固定資産税	現年	11,148,849	10,834,930	97.2	11,062,177	10,762,003	97.3	10,596,415	10,342,000	97.6
		滞繰	1,604,067	255,132	15.9	1,515,101	318,707	21.0	1,349,806	269,430	20.0
		計	12,752,916	11,090,062	87.0	12,577,278	11,080,710	88.1	11,946,221	10,611,430	88.8
	交(納)付金	現年	276,389	276,389	100.0	269,750	269,750	100.0	283,119	283,119	100.0
	計			13,029,305	11,366,451	87.2	12,847,028	11,350,460	88.4	12,229,340	10,894,549
軽自動車税	現年	196,223	180,972	92.2	197,209	183,496	93.0	201,574	188,082	93.3	
	滞繰	60,382	6,365	10.5	55,954	6,554	11.7	50,932	6,345	12.5	
	計	256,605	187,337	73.0	253,163	190,050	75.1	252,506	194,427	77.0	
市たばこ税	現年	1,391,210	1,391,210	100.0	1,545,002	1,545,002	100.0	1,548,788	1,548,788	100.0	
特別土地保有税	現年	0	0	—	0	0	—	0	0	—	
	滞繰	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	
	計	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	294,140	0	0.0	
入湯税	現年	7,361	7,361	100.0	7,201	7,201	100.0	7,288	7,288	100.0	
都市計画税	現年	2,556,984	2,478,468	96.9	2,530,938	2,456,227	97.0	2,443,832	2,379,529	97.4	
	滞繰	414,106	67,438	16.3	385,587	83,908	21.8	337,503	69,889	20.7	
	計	2,971,090	2,545,906	85.7	2,916,525	2,540,135	87.1	2,781,335	2,449,418	88.1	
合計	現年	28,038,094	27,261,020	97.2	28,034,244	27,278,383	97.3	27,945,783	27,296,571	97.7	
	滞繰	3,488,576	595,720	17.1	3,336,252	688,376	20.6	3,096,085	642,398	20.7	
	計	31,526,670	27,856,740	88.4	31,370,496	27,966,759	89.1	31,041,868	27,938,969	90.0	

### 3 市税調定額の構成比

(単位：%)

年度 税目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
個人市民税	39.4	40.2	37.8	37.1	38.7
法人市民税	6.1	4.2	5.3	6.0	6.2
固定資産税	39.4	40.3	41.3	41.0	39.4
軽自動車税	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
市たばこ税	4.3	4.3	4.4	4.9	5.0
特別土地保有税	0.9	0.9	1.0	0.9	0.9
入湯税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
都市計画税	9.1	9.3	9.4	9.3	9.0

### 4 1人あたり、1世帯あたりの市税収入額

(単位：円)

	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
人口	243,351人		242,801人		242,587人		242,696人		242,087人	
世帯数	105,493世帯		106,280世帯		107,050世帯		107,872世帯		107,607世帯	
	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり	1人 あたり	1世帯 あたり
市 民 税	58,095	134,012	54,183	123,784	50,944	115,446	50,820	114,338	53,057	119,365
個人市民税	49,719	114,691	48,915	111,749	44,367	100,541	43,418	97,684	45,408	102,157
法人市民税	8,376	19,321	5,268	12,035	6,577	14,905	7,402	16,654	7,649	17,208
固定資産税	47,233	108,956	46,923	107,198	46,855	106,179	46,768	105,222	45,003	101,244
軽自動車税	736	1,698	765	1,747	772	1,750	783	1,762	803	1,807
市たばこ税	6,065	13,991	5,752	13,141	5,735	12,996	6,366	14,323	6,398	14,393
特別土地 保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	31	73	31	71	30	69	30	67	30	68
都市計画税	10,654	24,577	10,574	24,155	10,495	23,782	10,466	23,548	10,118	22,762
合 計	122,814	283,307	118,228	270,096	114,831	260,222	115,233	259,260	115,409	259,639

(人口・世帯数は、外国人登録含む。各年度末現在)

# IV 市民税

## 1 個人市民税

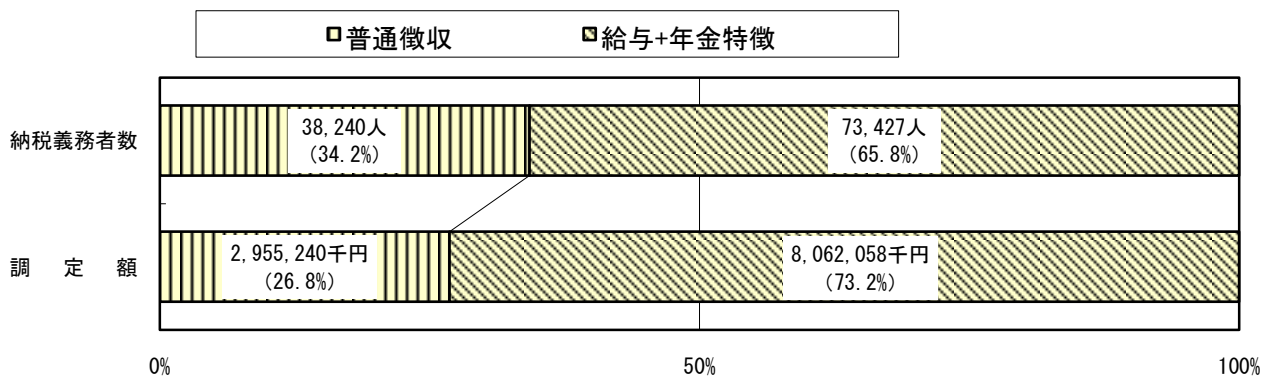
### (1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	22年度			23年度			24年度		
		納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比	納税義務者数	前年度比	構成比
普通徴収	所得割のみ	570	42.5	2.5	68	11.9	0.2	1,706	2,508.8	4.5
	均等割のみ	3,433	78.1	9.1	3,480	101.4	9.5	3,036	87.2	7.9
	均等割・所得割	33,617	71.8	89.4	33,061	98.3	90.3	33,498	101.3	87.6
	計	37,620	71.6	100.0	36,609	97.3	100.0	38,240	104.5	100.0
	所得割	34,187	71.0		33,129	96.9		35,204	106.3	
	均等割	37,050	72.3		36,541	98.6		36,534	100.0	
給与特別徴収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	1,098	108.7	2.0	1,129	102.8	2.0	982	87.0	1.7
	均等割・所得割	54,701	99.2	98.0	55,356	101.2	98.0	57,801	104.4	98.3
	計	55,799	99.3	100.0	56,485	101.2	100.0	58,783	104.1	100.0
	所得割	54,701	99.2		55,356	101.2		57,801	104.4	
	均等割	55,799	99.3		56,485	101.2		58,783	104.1	
公的年金特別徴収	所得割のみ	0	—	0.0	0	—	0.0	0	—	0.0
	均等割のみ	1,822	—	3.3	1,832	100.5	3.2	2,092	114.2	3.6
	均等割・所得割	12,539	—	22.5	12,721	101.5	22.5	12,552	98.7	21.4
	計	14,361	—	25.7	14,553	101.3	25.8	14,644	100.6	24.9
	所得割	12,539	—		12,721	101.5		12,552	98.7	
	均等割	14,361	—		14,553	101.3		14,644	100.6	
合計	所得割のみ	570	42.5	0.5	68	11.9	0.1	1,706	2,508.8	1.5
	均等割のみ	6,353	117.6	5.9	6,441	101.4	6.0	6,110	94.9	5.5
	均等割・所得割	100,857	98.9	93.6	101,138	100.3	94.0	103,851	102.7	93.0
	計	107,780	99.1	100.0	107,647	99.9	100.0	111,667	103.7	100.0
	所得割	101,427	98.2		101,206	99.8		105,557	104.3	
	均等割	107,210	99.8		107,579	100.3		109,961	102.2	

(各年度 最終調定による)

図5 平成24年度納税義務者数及び調定額の構成（滞納繰越分を除く）





## (2) 給与に係る特別徴収義務者数

(単位：者、%)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
特別徴収義務者数	19,389	19,257	18,780	19,008	19,041
前年度比	98.4	99.3	97.5	97.5	100.2

(各年度最終調定による(ただし、25年度は課税状況調第3表による))

## (3) 調定額

(単位：千円、%)

区分		22年度			23年度			24年度			
		調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	調定額	前年度比	構成比	
普通徴収	所得割	2,853,923	80.6		2,774,927	97.2		2,855,862	102.9		
	均等割	101,185	80.4		99,369	98.2		99,378	100.0		
	計	2,955,108	80.6	27.2	2,874,296	97.3	27.4	2,955,240	102.8	26.8	
特別徴収	給与	所得割	7,216,270	90.6		6,939,626	96.2		7,404,746	106.7	
		均等割	170,619	99.2		170,349	99.8		169,792	99.7	
		計	7,386,889	90.8	68.1	7,109,975	96.3	67.8	7,574,538	106.5	68.8
	公的年金等	所得割	470,592	201.6		472,590	100.4		451,733	95.6	
		均等割	36,060	200.0		35,939	99.7		35,787	99.6	
		計	506,652	201.5	4.7	508,529	100.4	4.8	487,520	95.9	4.4
合計	所得割	10,540,785	89.8		10,187,143	96.6		10,712,341	105.2		
	均等割	307,864	97.4		305,657	99.3		304,957	99.8		
	計	10,848,649	90.0	100.0	10,492,800	96.7	100.0	11,017,298	105.0	100.0	

(各年度最終調定による)

## (4) 納税義務者1人あたり調定額

(単位：円、%)

区分	22年度		23年度		24年度	
	調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
普通徴収	78,552	105.4	78,513	100.0	77,281	98.4
給与特別徴収	125,664	86.8	125,874	100.2	128,856	102.4
年金特別徴収	35,280	皆増	34,943	99.0	33,291	95.3
全体	100,655	90.8	97,474	96.8	98,662	101.2

※21年度については普通徴収及び年金特別徴収の1人あたり調定額を、普通徴収の1人あたり調定額として算出している。

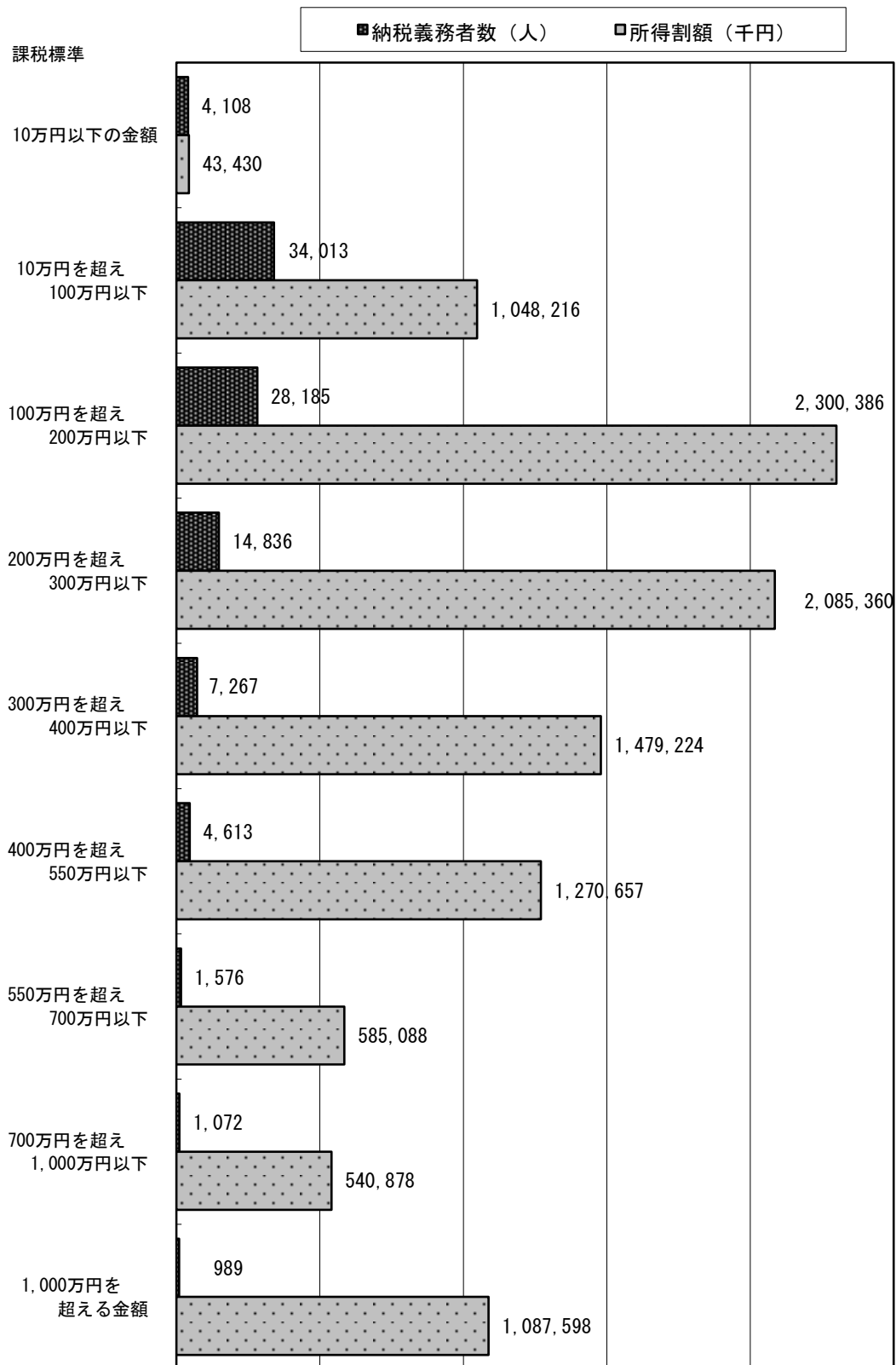
(各年度最終調定による)

## (5) 所得者別市民税負担額及び所得者（所得割を納める者）別所得金額等

年 度	所得者区分		給与所得者	営業等 所得者	農業所得者	その他の 所得者	家屋屋敷 等のみ	分離譲渡 所得者	合 計
	納税義務者数 (人)	構成比 (%)							
23 年度		納税義務者数 (人)	75,794	5,825	12	19,707	118	—	101,456
		構成比 (%)	74.7	5.7	0.0	19.4	2.4	—	100.0
	市民税額 (千円)	8,460,088	457,969	204	1,416,466	354	—	10,335,081	
		構成比 (%)	81.9	4.4	0.0	13.7	7.3	—	100.0
	1人あたりの 市民税額 (円)	111,620	78,621	17,000	71,876	3,000	—	101,868	
		所得割を納める者	納税義務者数 (人)	73,299	4,896	7	17,237	—	641
	所得金額 (千円)		228,723,489	13,391,362	7,615	37,776,232	—	3,035,937	282,934,635
	構成比 (%)	80.8	4.7	0.0	13.4	—	1.1	100.0	
	1人あたりの 所得額 (円)	3,120,418	2,735,164	1,087,857	2,191,578	—	4,736,251	2,944,782	
	24 年度		納税義務者数 (人)	77,069	5,723	4	18,757	6	—
構成比 (%)			75.9	5.6	0.0	18.5	0.1	—	100.0
市民税額 (千円)		9,045,119	487,917	89	1,367,264	18	—	10,900,407	
		構成比 (%)	83.0	4.5	0.0	12.5	0.4	—	100.0
1人あたりの 市民税額 (円)		117,364	85,256	22,250	72,894	3,000	—	107,331	
		所得割を納める者	納税義務者数 (人)	74,991	4,962	4	16,371	—	423
所得金額 (千円)			233,728,181	13,523,934	5,134	35,545,608	—	1,675,836	284,478,693
構成比 (%)		82.2	4.8	0.0	12.5	—	0.6	100.0	
1人あたりの 所得額 (円)		3,116,750	2,725,501	1,283,500	2,171,255	—	3,961,787	2,940,318	
25 年度			納税義務者数 (人)	77,127	5,669	6	19,003	100	—
	構成比 (%)		75.7	5.6	0.0	18.6	0.1	—	100.0
	市民税額 (千円)	8,893,574	506,852	304	1,343,383	300	—	10,744,413	
		構成比 (%)	82.8	4.7	0.0	12.5	0.0	—	100.0
	1人あたりの 市民税額 (円)	115,311	89,408	50,667	70,693	3,000	—	105,436	
		所得割を納める者	納税義務者数 (人)	74,858	4,899	5	16,385	—	512
	所得金額 (千円)		231,749,128	13,729,025	9,745	35,007,685	—	2,172,703	282,668,286
	構成比 (%)	82.0	4.9	0.0	12.4	—	0.8	100.0	
	1人あたりの 所得額 (円)	3,095,850	2,802,414	1,949,000	2,136,569	—	4,243,561	2,924,387	

(各年度 課税状況調第2表、5表～11表による)

図6 平成25年度 課税標準段階別所得割額等の構成



(課税状況調第12表による)

## 2 法人市民税

### (1) 法人数

(単位：人)

区 分		年 度		
		22年度	23年度	24年度
法 人 数		4,315	4,285	4,350
資本金別	1億円を超える法人及び相互会社	391	373	372
	1千万円を超え1億円以下の法人	614	606	614
	1千万円以下の法人	3,310	3,306	3,364

### (2) 平成24年度均等割号別納税義務者数

(単位：人)

	1号法人	2号法人	3号法人	4号法人	5号法人	6号法人	7号法人	8号法人	9号法人	計
税 額	60,000円	144,000円	156,000円	180,000円	192,000円	480,000円	492,000円	2,100,000円	3,600,000円	
法人数	3,335	29	554	60	133	17	178	9	35	4,350

(平成25年3月31日現在)

## (3) 調定額

(単位：円、%)

		22年度		23年度		24年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
均等割	現年度	514,139,000	103.8	504,306,000	98.1	522,460,000	103.6
	過年度	7,422,000	65.1	2,939,000	39.6	6,344,000	215.9
	計	521,561,000	102.9	507,245,000	97.3	528,804,000	104.3
法人税割	現年度	1,052,091,500	136.4	1,273,784,800	121.1	1,282,254,900	100.7
	過年度	38,776,800	100.5	37,034,900	95.5	36,410,000	98.3
	計	1,090,868,300	134.6	1,310,819,700	120.2	1,318,664,900	100.6
合計		1,612,429,300	122.4	1,818,064,700	112.8	1,847,468,900	101.6

## (4) 平成24年度業種別調定額

(単位：件、円)

	業 種					
	農・林・漁 ・鉱業	建設業	製造業	卸・小売	飲食業	金融・保険業
申告数	7	844	679	1,333	266	106
調定額	716,600	111,657,900	447,995,300	506,095,400	57,691,900	116,577,300

	業 種					合 計
	不動産業	運輸・通信業	サービス・ 電気・ガス・ 水道業・その他	医療・福祉	教育・学習支援	
申告数	658	292	868	332	72	5,457
調定額	132,740,400	174,327,100	200,938,700	88,011,900	10,716,400	1,847,468,900

# V 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税

## 1 固定資産税

### (1) 納税義務者数

(単位：人、%)

区分	年度	23年度		24年度		25年度	
		納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比	納税義務者数	前年度比
土地		69,306	100.8	64,710	93.4	64,837	100.2
家屋		69,485	100.8	70,226	101.1	70,701	100.7
償却資産		1,153	100.7	1,171	101.6	1,151	98.3

(概要調書による)

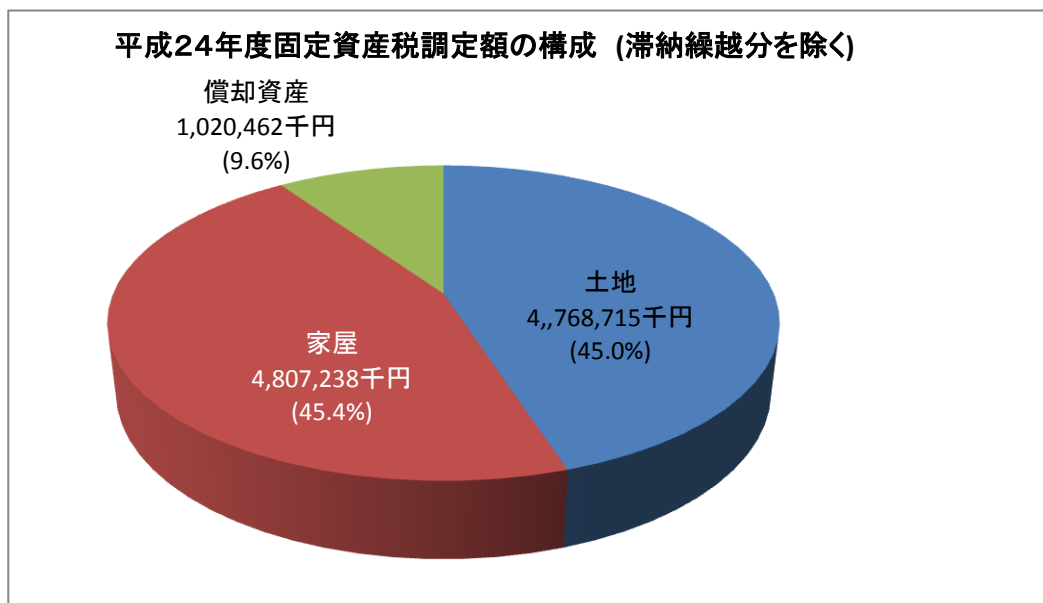
### (2) 調定額

(単位：千円、%)

区分	年度	22年度		23年度		24年度	
		調定額	前年度比	調定額	前年度比	調定額	前年度比
土地		5,119,100	97.4	4,933,245	96.4	4,768,715	96.7
家屋		4,952,032	103.1	5,085,903	102.7	4,807,238	94.5
小計		10,071,132	100.1	10,019,148	99.5	9,575,953	95.6
償却資産		1,077,717	97.0	1,043,029	96.8	1,020,462	97.8
合計		11,148,849	99.8	11,062,177	99.2	10,596,415	95.8

(最終調定による)

図7



(3) 土地

① 平成25年度地目別評価地積等の構成

地目	区分	評価総地積			免税点未満のもの		決定価格		単位あたり価格	
		筆数 (筆)	地積 (㎡)	構成比 (%)	筆数 (筆)	地積 (㎡)	総額 (千円)	免税点以上 のもの(千円)	平均価格 (円/㎡)	最高価格 (円/㎡)
田	一般田	1,839	1,126,254	7.8	336	190,245	157,447	132,272	140	225
	介在田・市街化区域田	361	126,546	0.9	2	221	5,113,983	5,113,569	40,412	88,172
畑	一般畑	791	378,321	2.6	99	53,161	30,103	26,139	80	204
	介在畑・市街化区域畑	472	117,205	0.8	8	1,152	4,960,556	4,956,638	42,324	91,982
	宅地	103,017	12,124,110	83.8	852	13,957	961,990,096	961,272,125	79,345	270,251
	池沼	2	61	0.0	0	0	1	1	16	22
	山林	332	113,116	0.8	31	9,734	1,163,346	1,162,327	10,285	63,700
	原野	31	5,024	0.0	6	1,095	37	27	7	54
雑種地	ゴルフ場等の用地	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	鉄軌道用地	709	250,642	1.7	0	0	8,940,445	8,940,445	35,670	210,459
	その他の雑種地	835	235,098	1.6	21	2,202	7,535,721	7,505,918	32,054	120,779
	合計	108,389	14,476,377	100.0	1,355	271,767	989,891,735	989,109,461	68,380	

(概要調書による)

② 地目別課税標準額及び地積(免税点以上のもの)

(単位:千円、㎡)

地目	年度	23年度	24年度	25年度
		課税標準額	2,092,515	1,981,158
田	地積	1,084,727	1,075,840	1,062,334
	課税標準額	1,644,325	1,635,361	1,597,458
畑	地積	440,087	443,956	441,213
	課税標準額	338,239,805	334,505,349	329,859,049
宅地	地積	11,970,363	12,099,122	12,110,153
	課税標準額	1	1	1
池沼	地積	60	61	61
	課税標準額	915,340	827,455	784,916
山林	地積	111,852	105,400	103,382
	課税標準額	103,819	25	27
原野	地積	8,027	3,589	3,929
	課税標準額	6,410,436	6,306,201	6,234,420
雑種地	鉄軌道用地	250,658	250,654	250,642
	その他の雑種地	5,515,147	5,289,430	5,063,868
合計	地積	390,010	240,310	232,896
	課税標準額	354,921,388	350,544,980	345,315,949
	地積	14,255,784	14,218,932	14,204,610

(概要調書による)

## (4) 家屋

## ① 平成25年度用途・構造別評価額及び床面積

用途別	区分	総 数				免税点未満のもの		
		評価額(千円)	棟 数	床面積(m <sup>2</sup> )	平均価格(円/m <sup>2</sup> )	評価額(千円)	床面積(m <sup>2</sup> )	
木造	専 用 住 宅	100,034,603	50,406	4,131,276	24,214	121,136	50,312	
	共同住宅・寄宿舎	3,949,853	1,391	291,140	13,567	222	73	
	併 用 住 宅	2,937,560	3,056	249,420	11,778	4,355	1,604	
	工 場 ・ 倉 庫	186,987	539	37,783	4,949	4,288	2,537	
	そ の 他	768,875	2,634	123,461	6,228	26,274	19,805	
	計	107,877,878	58,026	4,833,080	22,321	156,275	74,331	
非木造	事務所・店舗・銀行	鉄骨鉄筋造	6,987,915	14	92,892	75,226	0	0
		鉄筋造	6,783,500	144	149,878	45,260	0	0
		鉄骨造	28,905,849	880	602,863	47,948	0	0
		軽量鉄骨造	355,468	138	18,820	18,888	68	10
		ブロック造	3,169	8	189	16,767	0	0
		計	43,035,901	1,184	864,642	49,773	68	10
	住宅・アパート	鉄骨鉄筋造	33,459,577	67	571,695	58,527	0	0
		鉄筋造	73,772,854	1,718	1,385,177	53,259	541	93
		鉄骨造	36,356,535	4,034	892,842	40,720	41	13
		軽量鉄骨造	15,569,079	3,095	475,967	32,710	320	246
		ブロック造	114,474	256	9,996	11,452	1,557	376
		計	159,272,519	9,170	3,335,677	47,748	2,459	728
	ホテル・病院	鉄骨鉄筋造	891,352	2	7,228	123,319	0	0
		鉄筋造	3,111,147	34	51,646	60,240	0	0
		鉄骨造	1,788,474	43	25,889	69,082	0	0
		軽量鉄骨造	28,633	4	835	34,291	0	0
		ブロック造	0	0	0	0	0	0
		計	5,819,606	83	85,598	67,988	0	0
	工場・倉庫・市場	鉄骨鉄筋造	366,776	5	16,178	22,671	0	0
		鉄筋造	1,452,514	76	43,200	33,623	0	0
		鉄骨造	18,829,066	1,081	789,354	23,854	0	0
		軽量鉄骨造	590,321	354	83,099	7,104	772	173
		ブロック造	59,489	132	6,302	9,440	688	157
		計	21,298,166	1,648	938,133	22,703	1,460	330
	その他	鉄骨鉄筋造	1,709,028	3	19,894	85,907	0	0
		鉄筋造	17,679,003	11,012	456,061	38,765	229	13
		鉄骨造	5,874,100	94	134,283	43,744	0	0
		軽量鉄骨造	85,792	60	6,210	13,815	0	0
		ブロック造	20,019	80	1,822	10,987	305	73
		計	25,367,942	11,249	618,270	41,031	534	86
合計	鉄骨鉄筋造	43,414,648	91	707,887	61,330	0	0	
	鉄筋造	102,799,018	12,984	2,085,962	49,281	770	106	
	鉄骨造	91,754,024	6,132	2,445,231	37,524	41	13	
	軽量鉄骨造	16,629,293	3,651	584,931	28,429	1,160	429	
	ブロック造	197,151	476	18,309	10,768	2,550	606	
	計	254,794,134	23,334	5,842,320	43,612	4,521	1,154	

(概要調書による)



② 平成25年度家屋の増減

増減区分 用途別		新 増 分			減 少 分		
		床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数	床面積 (㎡)	評価額 (千円)	棟 数
木 造	専 用 住 宅	74,129	4,860,618	720	20,922	215,041	283
	併 用 住 宅	334	21,195	3	3,050	34,110	32
	共同住宅・寄宿舍	2,892	181,606	8	7,410	61,572	36
	工 場 ・ 倉 庫	0	0	0	88	588	1
	そ の 他	195	11,841	4	1,901	6,119	49
	小 計	77,550	5,075,260	735	33,371	317,430	401
非 木 造	事務所・店舗・銀行	17,757	2,181,309	25	10,151	377,977	13
	住宅・アパート	15,250	1,144,842	60	4,790	88,727	34
	工場・倉庫・市場	11,264	832,003	13	5,911	53,936	12
	そ の 他	7,840	986,866	14	7,545	338,381	16
	小 計	52,111	5,145,020	112	28,397	859,021	75
合 計		129,661	10,220,280	847	61,768	1,176,451	476

(概要調書による)

(5) 償却資産

平成25年度課税標準額の内訳

(単位：千円)

	決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳		
			特例該当分(ア)	(ア)以外	
た市 も長 の が 価 格 等 を 決 定 し	構 築 物	13,444,920	13,444,119	1,172	13,442,947
	機 械 及 び 装 置	17,102,805	17,085,450	22,783	17,062,667
	船 舶	477	477	0	477
	車 両 及 び 運 搬 具	476,733	476,733	0	476,733
	工 具 器 具 及 び 備 品	13,397,945	13,397,945	0	13,397,945
	小 計	44,422,880	44,404,724	23,955	44,380,769
	法第389条の規定により総務大臣 が価格等を決定し配分したもの	29,616,821	28,398,683		
	合 計	74,039,701	72,803,407		

(概要調書による)

(6) 交付金・納付金

年度別交付(納付)額

(単位：千円、%)

区分	23年度		24年度		25年度	
	金 額	前年度比	金 額	前年度比	金 額	前年度比
交付金	269,750	97.6	283,119	105.0	286,425	101.2
納付金	0	0.0	0	0.0	—	—
合 計	269,750	97.6	283,119	105.0	286,425	101.2

(概要調書による)

## 2 都市計画税

### (1) 納税義務者数及び調定額

年度	23年度	24年度	25年度
区分			
納税義務者数 (人)	76,070	77,365	77,685
前年度比 (%)	100.6	101.7	100.4
調定額 (千円)	2,530,938	2,443,832	2,463,880
前年度比 (%)	99.0	96.6	100.8

(各年度最終調定による。ただし、25年度は概要調書による。)

## 3 特別土地保有税

### (1) 一般分

区分	保有分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)							取得分 (基準面積が5,000㎡以上のもの)						
	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税額 (千円)	申告額 (千円)	件数	面積 (㎡)	取得価格 (千円)	固定資産税 課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	免除認定 税額 (千円)	申告額 (千円)
19年度	1	8,820	1,620,623	1,024,490	8,346	8,346	0	1	8,820	1,620,623	613,727	24,069	24,069	0
20年度 以降	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(最終調定による)

# VI 軽自動車税、市たばこ税及び入湯税

## 1 軽自動車税

### (1) 車種別課税台数及び調定額

(単位：台、千円、%)

区分		年度	税率 (円)	23 年 度			24 年 度			25 年 度		
				台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比	台 数	調定額	前年度比
原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	1,000	23,238	23,238	96.8	22,457	22,457	96.6	21,759	21,759	96.9	
	90cc以下	1,200	1,110	1,332	93.8	1,048	1,258	94.4	976	1,171	93.1	
	125cc以下	1,600	4,156	6,650	108.1	4,566	7,306	109.9	4,953	7,925	108.5	
	ミニカー	2,500	77	193	102.7	76	190	98.4	85	213	112.1	
	小 計		28,581	31,413	98.9	28,147	31,211	99.4	27,773	31,068	99.5	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪のもの	2,400	3,413	8,191	102.5	3,359	8,062	98.4	3,319	7,966	98.8	
	三輪のもの	3,100	1	3	50.0	1	3	100.0	0	0	0.0	
	四輪のもの 乗用	営業用	5,500	8	44	100.0	7	38	86.4	11	61	160.5
		自家用	7,200	16,453	118,462	101.8	17,127	123,314	104.1	17,957	129,290	104.8
	貨物	営業用	3,000	541	1,623	100.0	511	1,533	94.5	498	1,494	97.5
		自家用	4,000	6,900	27,600	96.9	6,860	27,440	99.4	6,720	26,880	98.0
	農 耕 用	1,600	17	27	93.1	20	32	118.5	23	37	115.6	
	特殊作業用	4,700	102	479	95.4	93	437	91.2	97	456	104.3	
	小 計		27,435	156,429	100.9	27,978	160,859	102.8	28,625	166,184	103.3	
二輪の小型自動車	4,000	2,342	9,368	99.6	2,376	9,504	101.5	2,465	9,860	103.7		
合 計		58,358	197,210	100.5	58,501	201,574	102.2	58,863	207,112	102.7		

(各年度決算における数値(ただし、25年度は課税状況調による))

## 2 市たばこ税

### (1) 調定額等

区分 \ 年度	22年度	23年度	24年度
消費本数 (千本)	旧3級品 7,916 旧3級品以外 370,326	旧3級品 11,462 旧3級品以外 329,120	旧3級品 14,123 旧3級品以外 328,683
税率	平成22年9月30日まで 旧3級品 1000本につき1,564円 旧3級品以外 1000本につき3,298円 平成22年度10月1日から 旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円	旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円	旧3級品 1000本につき2,190円 旧3級品以外 1000本につき4,618円
調定額 (千円)	1,391,210	1,545,002	1,548,788
前年度比 (%)	99.6	111.1	100.2

(各年度 最終調定による)

## 3 入湯税

### (1) 調定額等

(単位：人、円)

年度	22年度	23年度	24年度
特別徴収義務者数	2	2	2
課税対象 となった 入湯客数	宿泊する者	0	0
	宿泊しない者	98,152	96,008
調定額	7,361,400	7,200,600	7,287,675

\*入湯税の税率(1人1日) 宿泊する者 150円  
宿泊しない者 75円

## VII 地方譲与税及び府交付金等

### 1 地方譲与税

#### (1) 地方揮発油譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
22	35,644,000	37,197,000	43,903,000	116,744,000
23	30,581,000	43,230,000	31,712,000	105,523,000
24	31,289,000	43,907,000	32,162,000	107,358,000

#### (2) 自動車重量譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
22	82,750,000	113,693,000	83,475,000	279,918,000
23	77,160,000	112,944,000	83,767,000	273,871,000
24	78,650,000	98,756,000	76,218,000	253,624,000

#### (3) 地方道路譲与税

(単位：円)

年度	6月期分	11月期分	3月期分	計
22	134	117	32	283
23	113	314	41	468
24	475	22	2	499

### 2 府交付金等

#### (1) 利子割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
22	72,874,000	44,286,000	44,220,000	161,380,000
23	56,787,000	40,509,000	35,526,000	132,822,000
24	50,688,000	34,590,000	36,983,000	122,261,000

#### (2) 配当割交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
22	26,394,000	3,465,000	46,768,000	76,627,000
23	29,245,000	3,072,000	53,759,000	86,076,000
24	27,262,000	3,847,000	63,431,000	94,540,000

(3) 株式等譲渡所得割交付金

(単位：円)

年度	交付額
22	25,930,000
23	19,097,000
24	21,720,000

(4) 地方消費税交付金

(単位：円)

年度	6月期分	9月期分	12月期分	3月期分	計
22	361,696,000	779,636,000	353,784,000	514,279,000	2,009,395,000
23	474,556,000	630,658,000	365,706,000	517,118,000	1,988,038,000
24	474,258,000	624,996,000	366,244,000	509,365,000	1,974,863,000

(5) 自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
22	62,680,000	57,399,000	56,992,000	177,071,000
23	37,738,000	50,198,000	59,135,000	147,071,000
24	59,852,000	59,670,000	66,439,000	185,961,000

(6) 旧法による自動車取得税交付金

(単位：円)

年度	8月期分	12月期分	3月期分	計
22	6,000	2,000	2,000	10,000
23	2,000	0	2,000	4,000
24	0	0	0	0

(7) 府民税徴収委託金

(単位：円)

年度	8月期分	11月期分	2月期分	5月期分	計
22	89,191,449	97,093,079	89,634,560	87,825,117	363,744,205
23	83,185,260	87,494,483	82,024,162	81,325,933	334,029,838
24	78,887,250	86,557,584	81,119,468	80,751,799	327,316,101

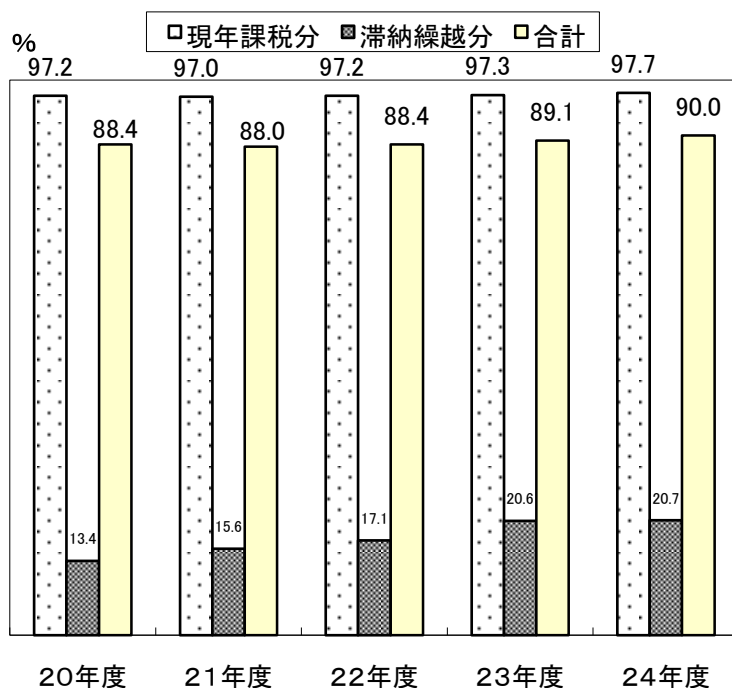
## VIII 徴収

### 1 徴収率の推移

(単位：%)

税目	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
個人市民税	現年課税分	96.1	96.5	96.8	96.8	97.3
	滞納繰越分	20.0	23.7	24.9	26.7	27.5
法人市民税	現年課税分	98.7	96.4	98.7	98.5	98.9
	滞納繰越分	26.5	21.2	6.1	9.3	33.5
固定資産税	現年課税分	97.6	97.3	97.3	97.4	97.7
	滞納繰越分	12.4	13.6	15.9	21.0	20.0
軽自動車税	現年課税分	91.5	91.3	92.2	93.0	93.3
	滞納繰越分	8.2	11.7	10.5	11.7	12.5
入湯税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
都市計画税	現年課税分	97.4	97.1	96.9	97.0	97.4
	滞納繰越分	12.7	14.0	16.3	21.8	20.7
市税合計	現年課税分	97.2	97.0	97.2	97.3	97.7
	滞納繰越分	13.4	15.6	17.1	20.6	20.7
	合計	88.4	88.0	88.4	89.1	90.0

図8 徴収率の推移



## 2 歳出還付金、還付加算金

(単位：件、円)

区分 年度	個人市民税・府民税			法人市民税		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
22	1,046	33,335,266	590,800	212	41,324,600	1,028,500
23	1,006	37,483,563	713,400	155	25,017,600	915,300
24	1,209	31,343,817	1,144,600	165	39,596,000	1,357,200

区分 年度	固定資産税・都市計画税			軽自動車税			計		
	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金	件数	還付金	還付加算金
22	229	43,900,167	13,984,870	7	46,300	—	1,494	118,606,333	15,604,170
23	150	53,927,820	10,537,599	14	62,200	—	1,325	116,491,183	12,166,299
24	394	13,712,400	2,824,589	8	24,000	—	1,776	84,676,217	5,326,389

## 3 不納欠損額

(単位：円)

	22年度	23年度	24年度
個人市民税	137,491,576	94,615,249	131,600,319
法人市民税	13,564,300	9,020,000	9,953,700
固定資産税	146,170,374	145,770,086	89,595,937
軽自動車税	13,070,940	12,086,953	9,584,300
都市計画税	39,174,459	38,631,366	22,401,782
合計	349,471,649	300,123,654	263,136,038

## 4 平成24年度口座振替（自動払込）額

(単位：人、%、円)

	納税義務者数	振替者数	加入率	現年課税分収入済額	振替納付額	振替率
個人市民税	42,489	2,896	6.8	2,673,063,989	553,989,674	20.7
固定資産税 都市計画税	78,136	11,322	14.5	11,703,578,168	2,161,149,200	18.5
軽自動車税	45,394	1,613	3.6	188,081,717	7,314,200	3.9
合計	166,019	15,831	9.5	14,564,723,874	2,722,453,074	18.7



# IX その他

## 1 徴税費の状況

(単位：千円、%)

年度 区分		22年度			23年度			24年度			
		決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	決算額	前年度比	構成比	
税収入額	市税 (1)	27,856,740	97.0		27,966,759	100.4		27,938,969	99.9		
	個人府民税 (2)	7,070,599	90.7		6,932,667	98.0		7,244,729	104.5		
	計 (3)	34,927,339	95.7		34,899,426	99.9		35,183,698	100.8		
徴税費	人件費	基本給	250,496	97.4	37.9	236,678	94.5	37.4	215,168	90.9	39.1
		諸手当	167,911	96.7	25.4	164,850	98.2	26.1	164,709	99.9	29.9
		時間外勤務手当	17,216	129.5	2.6	23,797	138.2	3.8	29,736	125.0	5.4
		税務特別手当	562	131.0	0.1	516	91.8	0.1	497	96.3	0.1
		その他の手当	150,133	93.9	22.7	140,537	93.6	22.2	134,476	95.7	24.4
		その他 (共済費等)	83,449	94.2	12.7	78,464	94.0	12.4	73,374	93.5	13.3
	計	501,856	96.6	76.0	479,992	95.6	75.9	453,251	94.4	82.3	
	需用費	旅費	104	53.1	0.0	91	87.5	0.0	117	128.6	0.0
		その他	158,585	103.9	24.0	152,421	96.1	24.1	96,979	63.6	17.7
	計	158,689	103.8	24.0	152,512	96.1	24.1	97,096	63.7	17.7	
	納期前納付報奨金		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	その他		0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0
	合計 (4)		660,545	98.3	100.0	632,504	95.8	100.0	550,347	87.0	100.0
府民税徴収取扱費 (5)		350,680	94.3		316,050	90.1		313,957	99.3		
(4) - (5) = (6)		309,865	103.1		316,454	102.1		236,390	74.7		
税収入に対する徴税額の割合	(4) / (3)	1.9%			1.8%			1.6%			
	(6) / (1)	1.1%			1.1%			0.8%			
税務職員数		65人			66人			64人			

(各年度 課税状況調第39表による)

## 2 税務機構及び事務分掌

### (1) 税務機構

平成25年10月1日現在

	税務室長	課長	課長代理	係長	副係長	主任～職員	計
市民税担当	1	1	1	2	1	16	21
固定資産税担当		1	—	3	—	16	20
納税担当		1	—	3	—	16	20
計	1	3	1	8	1	48	61

※ 税務室長は市民税担当課長を兼務

※ 主任～職員には再任用職員及び任期付短時間勤務職員を含む

### (2) 税務室の事務分掌

- (1) 税制度の調査及び研究に関すること。
- (2) 税務統計に関すること。
- (3) 市税及び府民税(以下「市税等」という。)の賦課、調査及び徴収に関すること。
- (4) 固定資産の評価に関すること。
- (5) 市税等の滞納処分に関すること。
- (6) 市税等の不納欠損に関すること。
- (7) 固定資産課税台帳等の整備及び保管に関すること。
- (8) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
- (9) 寝屋川市固定資産評価審査委員会に関すること。
- (10) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (11) 税宛名データの管理に関すること。

### 3 税務職員の年齢及び経験年数等

#### (1) 年齢別職員数

平成25年10月1日現在

年 齢 担当名	25歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	計	平均年齢
	未満	～ 29歳	～ 34歳	～ 39歳	～ 44歳	～ 49歳	以上		
市民税担当	2	4	3	1	4	3	4	21	39歳10月
固定資産税担当	1	1	0	0	3	3	12	20	50歳6月
納税担当	1	1	1	1	4	0	12	20	49歳8月
計	4	6	4	2	11	6	28	61	46歳7月

#### (2) 税務経験年数別職員数

平成25年10月1日現在

年 数 担当名	0年	2年	4年	6年	8年	10年	15年	計	平均経験年数
	～ 1年	～ 3年	～ 5年	～ 7年	～ 9年	～ 14年	以上		
市民税担当	10	5	3	0	0	0	3	21	4年9月
固定資産税担当	6	2	2	2	1	3	4	20	8年
納税担当	5	4	4	0	1	3	3	20	6年6月
計	21	11	9	2	2	6	10	61	6年5月

### 4 税務職員の手当

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(抜粋)

(手当の支給)

第3条 特殊勤務手当は、別表の支給対象職員の欄に掲げる職員に支給する。

2 特殊勤務手当の額は、別表の支給対象職員の欄に対応する支給額の欄に定める額とする。

(支給日)

第4条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給定日に支給する。

別表

番号	種 類	支給対象職員	支給額	摘 要
1	市税徴収手当	納税督促による市税の徴収に従事した職員	・現年度分滞納市税の徴収 徴収金額の2/1000 ・繰越分滞納市税の徴収 徴収金額の4/1000	1か月7,000円を超えるときは、7,000円とする。

## 5 税務証明

### (1) 税務に関する各種証明書

	種別	使用目的	内容	備考
市民税担当	課税証明書 所得証明書 非課税証明書	1 金融機関等への借入申請 2 公営公団住宅入居申請 3 奨学金申請 4 各種保証人 5 その他	年間所得と当該年度に課税された額の証明	1件につき 300円
	法人所在地証明書	自動車車庫証明等	法人所在地の証明	
固定資産税担当	評価通知書	登記関係	登記所への評価額通知	無料 (登記官の依頼書要)
	評価証明書	1 資金借入 2 各種保証人 3 裁判に関するもの 4 地代、家賃算定 5 その他	土地・家屋及び償却資産の評価額の証明	1筆、1棟につき300円 (1筆又は1棟増すごとに50円加算)
	公課証明書	1 裁判に関するもの 2 金融機関提出 3 税務署提出	当該年度に課税された資産内訳又は課税された額の証明	
	固定資産課税台帳登録事項証明書	自動車車庫証明等	土地・家屋の資産証明	
	住宅用家屋証明書 (租税特別措置法に係る証明)	登記	住宅の用に供するもので保存、移転、抵当権設定登記に係る登録免許税の税率軽減用の証明	1件につき 1,300円
納税担当	納税証明書 完納証明書	1 融資関係 2 各種保証人 3 入国管理事務所への帰化申請 4 住宅入居 5 税務署提出 6 自動車等継続検査申請 7 その他	・納税すべき確定額並びに納税済額及び未納の額の証明 ・市税に滞納がないことの証明	1件につき 300円 ただし、自動車等継続検査申請用については無料

※ 市民課証明書交付コーナー、各市民センター、堀溝サービス窓口及び市役所サービス処ねやがわ屋では、上記証明書のうち、「課税証明書」、「所得証明書」、「非課税証明書」、「公課証明書」、「評価証明書」、「固定資産課税台帳登録事項証明書(自動車車庫証明等)」、「納税証明書(法人市民税を除く)」などを発行している。

(2) 証明手数料収入額（税務室分のみ）

	23年度		24年度		前年度比		備考
	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (件)	収入額 (円)	件数 (%)	収入額 (%)	
市民税担当	5,720	1,716,000	6,955	2,086,500	121.6	121.6	
課税、所得、非課税 法人所在地	5,720	1,716,000	6,955	2,086,500	121.6	121.6	1件 300円
固定資産税担当	2,547	2,061,650	2,481	1,918,700	97.4	93.1	
各種台帳閲覧	278	83,700	335	100,500	120.5	120.1	1筆、1棟につき 300円 (1筆又は1棟 増すごとに50円 加算)
評価証明	1,022	389,000	1,007	366,500	98.5	94.2	
公課証明	33	12,050	31	11,300	93.9	93.8	
固定資産課税台帳 登録事項証明	0	0	0	0	-	-	
住宅用家屋証明 (租税特別措置法に 係る証明)	1,213	1,576,900	1,108	1,440,400	91.3	91.3	
納税担当	1,265	379,500	940	282,000	74.3	74.3	
個人市民税納税証明	274	82,200	213	63,900	77.7	77.7	1件 300円
法人市民税納税証明	703	210,900	484	145,200	68.8	68.8	
固定資産税納税証明	285	85,500	203	60,900	71.2	71.2	
軽自動車税納税証明	3	900	5	1,500	166.7	166.7	
完納証明書	0	0	35	10,500	皆増	皆増	
合計	9,531	4,157,150	10,376	4,287,200	108.9	103.1	

## ※ 税率の変遷 (市民税の税歴 1/18)

年 度	賦課期日	申告期日	課税標準	市町村税税率		道府県税税率		納 期	法人市民税税率		摘 要
				均等割	所得割	均等割	所得割		均等割	所得割	
24	個人		均等割 100 円 給与所得 100 円につき 2 個 56 銭 営業所得 100 円につき 2 個 56 銭 その他所得 100 円につき 5 個 1 円 40 銭 法人 所用土地賃貸価格 100 円につき 120 個 33 円 60 銭 所用家屋賃貸価格 100 円につき 100 個 28 円 配当及び利子所得 100 円につき 2 個 56 銭					所得金額 100円につき 16個 3 円 84 銭 資本額 100円につき 30個 7 円 20 銭	S24.9.15	シャウプ使節団 日本税制報告書 発表( シャウプ勧告)	
25	25. 8. 1	25. 6.10	所得税額	600 円	18/100			10月12月 2月	1,200 円	9.7/100	勧告に基づく税制改正
26	26. 4. 1	26. 6.10	"	500 円	18/100			7月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	給与所得者に対する特別徴収制度の創設
27	27. 4. 1	27. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
28	28. 4. 1	28. 4.30	"	500 円	18/100			6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
29	29. 1. 1	29. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	市町村民税の一部を道府県に委譲し道府県民税が創設される
30	30. 1. 1	30. 3.31	"	400 円	13/100	100 円	5/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
31	31. 1. 1	31. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	5.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
32	32. 1. 1	32. 3.31	"	400 円	15/100	100 円	6/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
33	33. 1. 1	33. 3.31	"	400 円	18.5 / 100	100 円	7.5 / 100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
34	34. 1. 1	34. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	
35	35. 1. 1	35. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S35.7.1 自治庁が自治省に昇格
36	36. 1. 1	36. 3.31	"	400 円	20/100	100 円	8/100	6月 8月10月 1月	1,200 円	9.7/100	S36.4.30法律第74号により 地方税(特に住民税)改正、昭和37年度より実施される。

# 市民税の税歴(2/18)

		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度		昭和40年度	
賦課期日・申告期限		37. 1. 1.	37. 3. 20.	38. 1. 1.	38. 3. 20.	39. 1. 1.	39. 3. 20.	40. 1. 1.	40. 3. 20.
所得控除	扶 養	普通の場合 1人 70,000円 2人目から1人につき 30,000円 配偶者に5万円を超える所得があるとき 1人 50,000円 2人目から1人につき 30,000円		同 左		同 左		同 左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2 の額に7,500 円を 加えた金額 (限度額は 22,500 円)		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は 150,000円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	90,000円		同 左		同 左		同 左	
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	10 万円以下の金額 2 % 10 万円を超える金額 3 % 20 万円 " 4 % 50 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 250 万円 " 7 % 400 万円 " 8 % 600 万円 " 9 % 1,000 万円 " 10 % 2,000 万円 " 11 % 3,000 万円 " 12 % 5,000 万円 " 13 %		15 万円以下の金額 2 % 15 万円を超える金額 3 % 40 万円 " 4 % 70 万円 " 5 % 100 万円 " 6 % 150 万円 " 7 % 250 万円 " 8 % 400 万円 " 9 % 600 万円 " 10 % 1,000 万円 " 11 % 2,000 万円 " 12 % 3,000 万円 " 13 % 5,000 万円 " 14 %		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150 万円以下の金額 2 % 150 万円を超える金額 4 % ( 配偶者、15歳以上の扶養親族、 白色専従者、前年中配偶者の所得 が 5万円を超え扶養親族のすべて が15歳未満であるときそのうち1人 のみについて 240円青色専従者1人 480円の特別控除を行う)		同 左		同 左		同 左	
	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000 円 府民税の所得割から 1,000 円		同 左		同 左		同 左	
	配 当	市民税の所得割から 4% 府民税の所得割から 1.6% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		市民税の所得割から 3% 府民税の所得割から 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超 える部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の 1/2で控除する。		同 左		同 左	
	摘 要	青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円		同 左		同 左		市民税所得割の税率が準抛税率か ら標準税率を制限税率に改められ た。従って標準税率に1.5/100 を 乗じた税率が制限税率となる。 青色専従者控除 80,000円 白色専従者控除 50,000円	

# 市民税の税歴(3/18)

		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度	
賦課期日・申告期限		41. 1. 1.	41. 3. 20.	42. 1. 1.	42. 3. 15.	43. 1. 1.	43. 3. 15.
所 特 控 除	配偶者及び扶養	配偶者控除 80,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 70,000円 2人目から1人につき 40,000円を加える		同 左		配偶者及び扶養 配偶者控除 90,000円 控除対象配偶者のない場合の 扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき 50,000円を加える	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは、全額 15,000円を超え30,000円以下のときは 支払金額の1/2の額に7,500円を 加えた金額(限度額は22,500円)		同 左		障害者・老年者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 60,000円 特別障害 80,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労 学生に該当する場合、それぞれ 60,000円	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		生命保険料 1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左			
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は150,000円)		同 左		社会保険料 1年間の支払い金額の全額 雑 損 総所得金額の10%を超える金額 医療費 総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)	
	基礎控除	100,000円		同 左			
市 民 税	均等割	400円		同 左		均等割 400円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		所得割 15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	
府 民 税	均等割	100円		同 左		均等割 100円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%  ※特別控除の廃止		同 左		所得割 150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%	
税 額 控 除	障害者等	納税者が障害者であるか又はその 扶養親族中に障害者がいるとき障 害者1人について、又納税者が老 年者か、寡婦か、勤労学生のいづ れかであるとき、 市民税の所得割から 1,000円 府民税の所得割から 1,000円		同 左		配当控除 市民税の所得割から配当所得の 3% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記率の1/2で控除する。	
	配 当	市民税の所得割から配当所得の3%  府民税の所得割から配当所得の1.2%  課税所得金額が1,000万円を超え る部分の配当所得及び証券投資信 託の収益の分配金によるものは上 記の率の1/2で控除する。		同 左			
摘 要		○配偶者控除が創設された。 青色専従者控除 100,000円 白色専従者控除 60,000円		○所得税確定申告の申告者に 対しては、市民税の申告義 務を課さないこととされた。 ○市民税の申告期限が所得税 確定申告とあわせて3月15 日となった。 青色専従者控除 120,000円 白色専従者控除 80,000円		青色専従者控除 170,000円 白色専従者控除 110,000円	



# 市民税の税歴(4/18)

		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度	
賦課期日・申告期限		44. 1. 1.	44. 3. 15.	45. 1. 1.	45. 3. 16.	46. 1. 1.	46. 3. 15.	47. 1. 1.	47. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 100,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 80,000円 2人目から1人につき60,000円を加える		配偶者控除 110,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 90,000円 2人目から1人につき80,000円を加える		配偶者控除 130,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 110,000円 2人目から1人につき100,000円を加える		配偶者控除 140,000円 控除対象配偶者のない場合の扶養親族 1人 120,000円 2人目から1人につき110,000円を加える	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 70,000円 特別障害 90,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ70,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 80,000円 特別障害 100,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ80,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 90,000円 特別障害 110,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ90,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 100,000円 特別障害 120,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ100,000円	
	生命保険料	1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 (限度額は、25,000円)		同 左		1年間の支払い金額が15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は支払金額の1/2 + 7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、150,000円)		総所得金額の5%を超える金額 (限度額は、300,000円)		総所得金額の5% (10万円超のときは10万円) 超過額(限度 100万円)		同 左	
基礎控除	120,000円		130,000円		140,000円		150,000円		
市民税	均等割	400円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		同 左		同 左	
	均等割	100円		同 左		同 左		同 左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の3% 府民税の所得割から配当所得の1.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分の配当所得及び証券投資信託の収益の分配金によるものは上記率の1/2で控除する。		同 左		同 左		市民税の所得割から配当所得の2.5% 府民税の所得割から配当所得の1.0%	
	摘 要	白色専従者控除 150,000円		S45.1.1以降の土地建物等の譲渡所得は、分離課税 長期 市 2.7% 府 1.3% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 150,000円		同 左		同 左 白色専従者控除 165,000円	

# 市民税の税歴(5/18)

賦課期日・申告期限	昭和48年度		昭和49年度		昭和50年度		昭和51年度		
	48. 1. 1.	48. 3. 15.	49. 1. 1.	49. 3. 15.	50. 1. 1.	50. 3. 15.	51. 1. 1.	51. 3. 15.	
所得控除	配偶者及び扶養 配偶者控除 150,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 140,000円 2人目から1人につき 120,000円を加える		配偶者控除 180,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 160,000円 2人目から1人につき 140,000円を加える		配偶者控除 190,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しない ものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 190,000円 2人目から1人につき 170,000円を加える		同	左	
	障害者・高齢者 寡婦・勤労学生 納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 120,000円 特別障害 140,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ120,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 130,000円 特別障害 160,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ130,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者 がいる場合 普通障害 160,000円 特別障害 190,000円 納税者が高齢者か寡婦又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ160,000円		同	左	
	生命保険料	1年間の支払い金額が 15,000円以下のときは全額 15,000円を超え35,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円の金額 40,000円を超えたときは27,500円		同	左	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは35,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円) 超過額(限度 100万円)		同	左	同	左	同	左
基礎控除	160,000円		180,000円		190,000円		同	左	
市民税	均等割	400円	同	左	同	左		1,200円	
	所得割	30万円以下の金額	2%	15万円以下の金額	2%				
		30万円を超える金額	3%	15万円を超える金額	3%				
		50万円	4%	40万円	4%				
		80万円	5%	70万円	5%				
		110万円	6%	100万円	6%				
		150万円	7%	150万円	7%				
		250万円	8%	250万円	8%	同	左		同
		400万円	9%	400万円	9%				
		600万円	10%	600万円	10%				
1,000万円		11%	1,000万円	11%					
2,000万円	12%	2,000万円	12%						
3,000万円	13%	3,000万円	13%						
5,000万円	14%	5,000万円	14%						
府民税	均等割	100円	同	左	同	左		300円	
	所得割	150万円以下の金額	2%	同	左	同	左	同	左
150万円を超える金額		4%							
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の 2.5% 府民税の所得割から配当所得の 1.0%		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する		同	左	同	左
摘 要	S47.1.1 以降の土地建物等の 譲渡所得は、分離課税 長期 市 3.4% 府 1.6% 短期 市 8% 府 4% 白色専従者控除 170,000円		同	左	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% その他 市 4% 府 2% 短期 市 8% 府 4%		同	左	

# 市民税の税歴(6/18)

		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		昭和55年度	
賦課期日・申告期限		52. 1. 1.	52. 3. 15.	53. 1. 1.	53. 3. 15.	54. 1. 1.	54. 3. 16.	55. 1. 1.	55. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 200,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 200,000円 2人目から1人につき 190,000円を加える		同 左		配偶者控除 210,000円 年齢70歳以上で障害者に該当しないものと控除対象配偶者のないとき 扶養親族 1人 210,000円 2人目から1人につき 200,000円を加える		配偶者控除 220,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 180,000円 特別障害 200,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ180,000円		同 左		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 190,000円 特別障害 210,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ200,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2+7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4+17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同 左		同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同 左		同 左		同 左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同 左		同 左		同 左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同 左		同 左		同 左	
	基礎控除	200,000円		同 左		210,000円		220,000円	
市民税	均等割	1,200円		同 左		同 左		1,500円	
	所得割	15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		同 左		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%		30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%	
	均等割	300円		同 左		同 左		500円	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同 左		同 左		同 左	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		同 左		市民税の所得割から配当所得の 3.0% 府民税の所得割から配当所得の 1.2% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する		市民税の所得割から配当所得の 2.0% 府民税の所得割から配当所得の 0.8% 課税所得金額が 1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する	
	摘要	長期 特定市街化 市 3.4% 区域農地等 府 1.6% (2,000万円超の部分は 市 4% 府 2%)  その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は 3/4 を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同 左		同 左		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2 を 総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (2,000万円超の部分は3/4 を 総合課税)  短期 市 8% 府 4%	

# 市民税の税歴(7/18)

		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
賦課期日・申告期限		56. 1. 1.	56. 3. 15.	57. 1. 1.	57. 3. 15.	58. 1. 1.	58. 3. 15.	59. 1. 1.	59. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円		同	左	配偶者控除 220,000円 老人配偶者控除 230,000円 扶養控除 220,000円 老人扶養控除 230,000円 同居老親等扶養控除 260,000円 同居特別障害者控除 250,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 納税者が老年者か寡婦又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 210,000円 特別障害 230,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ210,000円		同	左	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円を超え40,000円以下は 支払金額の1/2 + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下は 支払金額の1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは 35,000円		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左	同	左
基礎控除	220,000円		同	左	同	左	同	左	
均等割	1,500円		同	左	同	左	同	左	
市民税	所得割	30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同	左	同	左	同	左
	均等割	500円		同	左	同	左	同	左
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同	左	同	左	同	左
	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同	左	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同	左
	府民税	均等割 500円		同	左	同	左	同	左
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同	左	同	左	同	左
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000万円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を総合課税) (8,000万円超の部分は3/4を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同	左	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		同	左

# 市民税の税歴(8/18)

		昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		
賦課期日・申告期限		60. 1. 1.	60. 3. 15.	61. 1. 1.	61. 3. 15.	62.1.1	62.3.15.	
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		配偶者控除 260,000円 老人配偶者控除 270,000円 扶養控除 260,000円 老人扶養控除 270,000円 同居老親等扶養控除 310,000円 同居特別障害者控除 300,000円		同	左	
	障害者・老年者 寡婦・勤労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者がいる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者か寡婦・寡夫又は勤労学生に該当する場合、それぞれ240,000円		同	左	同	左	
	生命保険料	15,000円以下 全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500円 45,000円超70,000円以下 1/4+17500円 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円を超える部分を加算(限度 3,500円)		同	左	同	左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	
	医療費	総所得金額の5%(5万円超のときは5万円) 超過額(限度 200万円)		同	左	同	左	
	基礎控除	260,000円		同	左	同	左	
市民税	均等割	2,000円		同	左	同	左	
	所得割	20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%		同	左	同	左	
	均等割	700円		同	左	同	左	
	所得割	150万円以下の金額 2% 150万円を超える金額 4%		同	左	同	左	
	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する		同	左	同	左	
	摘要	長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 3.4% 府 1.6% (4,000円超の部分は 市 4% 府 2%) ○その他 市 8% 府 4% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		長期	○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000円超の部分は1/2を総合課税) 短期 市 8% 府 4%		

# 市民税の税歴(9/18)

賦課期日・申告期限	昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
	63. 1. 1.	63. 3. 15.	63. 1. 1.	元. 3. 15.	2. 1. 1.	2. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者控除 280,000円 老人配偶者控除 290,000円 扶養控除 280,000円 老人扶養控除 290,000円 同居老親等扶養控除 330,000円 同居特別障害者控除 360,000円	同 左		配偶者控除 300,000円 老人配偶者控除 350,000円 扶養控除 300,000円 老人・特定扶養控除 350,000円 同居老親等扶養控除 420,000円 同居特別障害者控除 510,000円	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 140,000-(A×14/33+B×3.3×14/33) ○配偶者控除なし	同 左		○配偶者控除あり 300,000-(A×30/35) ○配偶者控除なし	
	A 給与所得 B 給与所得以外	140,000-(A+B×3.3-330,000)×28/33 合計所得金額は 800万円以下が対象			300,000-{(A-350,000)×30/35} 合計所得金額は1,000万円以下が対象	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 納税者が老年者か寡婦(夫)又は勤労学生 に該当する場合、それぞれ240,000円	納税者本人又は扶養親族に障害者が いる場合 普通障害 240,000円 特別障害 260,000円 老年者控除 480,000円 寡婦(夫) 240,000円 勤労学生 240,000円		普通障害 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 260,000円 寡婦(夫) 300,000円 勤労学生 260,000円	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+7500 40,000円超70,000円以下 1/4+17500 70,000円を超えたときは 35,000円 個人年金があるとき 個人年金の3,500円 を超える部分を加算(限度 3,500円)	同 左		同 左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額	同 左		同 左	
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額	同 左		同 左	
医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは 10万円)超過額(限度 200万円)	同 左		同 左		
市民税	基礎控除	280,000円	同 左		300,000円	
	均等割	2,000円	同 左		同 左	
	所得割	60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12%	120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11%		同 左	
府民税	均等割	700円	同 左		同 左	
	所得割	130万円以下の金額 2% 260万円 " 3% 260万円を超える金額 4%	500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%		同 左	
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える 部分は上記率の1/2で控除する。	同 左		同 左	
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2.5%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は1/2を 総合課税) 短期 市 8% 府 4% 超短期(S62.10.1以降の譲渡) 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% (S63.3.31までの譲渡で、4,000万円 超の部分は、市 5% 府 2.5%) ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡(S63.4.1以降) 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 □特定支出控除の創設	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 4% 府 2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5% 府 2%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (4,000万円超の部分は、 市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% (4,000万円超の部分は、 市 5.5% 府 2%) 短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市 4% 府 2% 特定支出控除(給与控除後-特定支 出額のうち 給与控除後を超える金額)			

# 市民税の税歴(10/18)

		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度	
賦課期日・申告期限		H3. 1. 1.	H3. 3. 15.	4. 1. 1.	4. 3. 16.	5. 1. 1.	5. 3. 15.	6. 1. 1.	6. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 310,000円 老人配偶者・老人・特定扶養控除 360,000円 同居老親等扶養控除 430,000円 同居特別障害者控除 520,000円		同	左	同	左	同	左 (老人・特定扶養控除 390,000円)
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 310,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 310,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) A 配偶者の合計 所得金額 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同	左	同	左	同	左
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、 上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左	同	左
	寄附金	都道府県共同募金会に寄附を行った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円(日本赤十字社も対象)		同	左	同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左	同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左	同	左
	基礎控除	310,000円		同	左	同	左	同	左
市民税	均等割	2,000円		同	左	同	左	同	左
	所得割	160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11%		同	左	同	左	同	左
	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
府民税	均等割	700円		同	左	同	左	同	左
	所得割	550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4%		同	左	同	左	同	左
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同	左	同	左	同	左
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市4% 府2% ○特定市街化区域農地等の譲渡 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5% 府2%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (4,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市4% 府2% (4,000万円超の部分は、市5.5% 府2%) 短期 市8% 府4% 超短期 市11% 府4% 又は 総合課税 120/100のいずれか多い方 株式等 市4% 府2%		同	左	同	左	同	左	
		○優良住宅地等の造成のための譲渡 市3.4% 府1.6%		同	左	同	左	同	左
		○特定市街化区域農地等の譲渡 市5.8% 府2.2%		同	左	同	左	同	左
		○その他 市6% 府3%  □平成6年度限り所得割の20%(20万円限度)を減税		同	左	同	左	同	左

# 市民税の税歴(11/18)

		平成7年度		平成8年度		平成9年度	
賦課期日・申告期限		H7. 1. 1.	H7. 3. 15.	H8. 1. 1.	H8. 3. 15.	H9. 1. 1.	H9. 3. 17.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 410,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 540,000円		同	左	同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 50,000円未満 330,000円 50,000円以上 100,000円未満 300,000円 100,000円以上 300,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 400,000円未満 330,000円 400,000円以上 450,000円未満 300,000円 450,000円以上 300,000円 - (A - 50,000)		○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上330,000-(A-50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000-(A-380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円		同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		納税者の合計所得金額は、 1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 280,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同	左	同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左	同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左	同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左	同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左	同	左
	雑 損	総所得金額の10%を超える金額		同	左	同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左	同	左
基礎控除	330,000円		同	左	同	左	
市 民 税	均等割	2,000円		2,500円		同	左
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 " 11%		同	左	200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円 " 12%	
	均等割	700円		1,000円		同	左
府 民 税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%		同	左	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%	
	税額控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2 で控除する。		同	左	同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 6% 府 3%  短期 市 8% 府 4% 超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120/100 のいずれか 多い方 株式等 市 4% 府 2%  □平成7年度限り所得割の15%(2万円限度)を減税		同	左	○その他 4,000万円以下 市 5.5% 府 2% 4,000万円超える 市 6% 府 3%  □平成8年度限り所得割の15% (2万円限度)を減税	○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円超える 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円超える 市 6% 府 3%	



# 市民税の税歴(12/18)

		平成10年度		平成11年度	
賦課期日・申告期限		H10. 1. 1.	H10. 3. 16.	H11. 1. 1.	H11. 3. 15.
所 得 控 除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 410,000円 450,000円 540,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除	330,000円 380,000円 430,000円 450,000円 560,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上 760,000円未満 30,000円	330,000円 330,000円	同	左
	A 配偶者の合計 所得金額	納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 280,000円 480,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 老年者控除 特別寡婦	260,000円 300,000円 480,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
市民税	均等割	2,500円		同	左
	所得割	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 11%	200万円以下の金額 200万円を超える金額 700万円	3% 8% 10%
府民税	均等割	1,000円		同	左
	所得割	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 4%	700万円以下の金額 700万円を超える金額	2% 3%
税額控除	配当控除	市民税の所得割から配当所得の2% 府民税の所得割から配当所得の0.8% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で 控除する。		同	左
摘 要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 4,000万円以下 市 4% 府 2% 4,000万円を超え 8,000万円以下 市 5.5% 府 2% 8,000万円を超える 市 6% 府 3% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □平成10年度限り 納税義務者 17,000円 扶養親族 1人 8,500円を減税			同	左  ○土地等の事業短期及び超短期課税の廃止  □平成11年度特別減税 所得割の15%(4万円限度)を減税

# 市民税の税歴(13/18)

		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
賦課期日・申告期限		H12. 1. 1.	H12. 3. 15.	H13. 1. 1	H13. 3. 15	H14. 1. 1	H14. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円			同左		同左
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)			同左		同左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象					
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円			同左		同左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同左		同左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)			同左		同左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			同左		同左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同左		同左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同左		同左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)			同左		同左
基礎控除	330,000円			同左		同左	
均等割	2,500円			同左		同左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%			同左		同左
	均等割	1,000円			同左		同左
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%			同左		同左
税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同左		同左	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 8% 府 4% ○超短期 市 11% 府 4% 又は 総合課税 120 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方 ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)		同左 ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円	

# 市民税の税歴(14/18)

		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
賦課期日・申告期限		H15. 1. 1	H15. 3. 17	H16. 1. 1	H16. 3. 15	H17. 1. 1	H17. 3. 15
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同左		同左	
	配偶者特別控除	○配偶者控除あり 100,000円未満 330,000円 100,000円以上 330,000円 - (A - 50,000) ○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) A 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象		同左		○配偶者控除を適用された場合の上乗せ分の配偶者特別控除は廃止	
	障害者・老年者 寡婦(夫)・勤 労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 老年者控除 480,000円 特別寡婦 300,000円		同左		同左	
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ (両方あるときは、合計額)		同左		同左	
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同左		同左	
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同左		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同左		同左	
	基礎控除	330,000円		同左		同左	
市民税	均等割	2,500円		3,000円		同左	
	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		同左		同左	
府民税	均等割	1,000円		同左		同左	
	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		同左		同左	
税額控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税 0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税 0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税 0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左		同左		
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 3.4% 府 1.6% ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 4% 府 2% ○短期 市 9% 府 3% 又は 総合課税 110 / 100 のいずれか多い方  ○株式等 市 4% 府 2% □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算24万円 ・所得割 35万円×家族数+加算36万円		○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 4% 府 2% (未公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×家族数+加算22万円 ・所得割 35万円×家族数+加算35万円	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市 2.7% 府 1.3% (2000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○居住用財産の譲渡 市 2.7% 府 1.3% (6,000万円超の部分は、市 3.4% 府 1.6%) ○その他 市 3.4% 府 1.6% ○短期 市 6% 府 3% ○株式等 市 2% 府 1% (上場分) 市 3.4% 府 1.6% (非公開分) □定率控除 所得割額の15% (40,000円限度額)			

# 市民税の税歴(15/18)

		平成18年度		平成19年度	
賦課期日・申告期限		H18. 1. 1.	H18. 3. 15.	H19. 1. 1.	H19. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 330,000円 老人配偶者・老人扶養控除 380,000円 特定扶養控除 450,000円 同居老親等扶養控除 450,000円 同居特別障害者控除 560,000円 同居特別障害者老人控除 610,000円 同居特別障害者特定扶養控除 680,000円		同	左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 330,000円 450,000円以上750,000円未満 380,000-(A-380,000)		同	左
	A 配偶者の合計所得金額	750,000円以上760,000円未満 30,000円 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 特別寡婦 300,000円		同	左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)		同	左
	損害保険料	長期 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 短期 1,000円以下のときは全額 1,000円超 3,000円以下 1/2 + 500円 3,000円を超えたときは2,000円 両方あるときは、合計額(限度額 10,000円)		同	左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は 総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円		同	左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同	左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同	左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は、2,000,000円)		同	左
基礎控除	330,000円		同	左	
均等割	3,000円		同	左	
市民税	所得割	200万円以下の金額 3% 200万円超 700万円以下 8% 700万円を超える金額 10%		6%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
府民税	所得割	700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%		4%(一律)	
	均等割	1,000円		同	左
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の2% 府民税0.8% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の1% 府民税0.4% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.5% 府民税0.2% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。	
	摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.7% 府1.3% (2,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○居住用財産の譲渡 市2.7% 府1.3% (6,000万円超の部分は、市3.4% 府1.6%) ○その他 市3.4% 府1.6% ○短期 市6.0% 府3.0% ○株式等 市2.0% 府1.0%(上場分) 市3.4% 府1.6%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 所得割額の7.5% (20,000円限度額)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用 ・65歳以上の者に対する125万の非課税措置廃止		所得税から住民税への税源移譲 長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府1.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市6.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) <input type="checkbox"/> 定率控除 廃止  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*加算分は扶養親族を有する場合のみ適用	

# 市民税の税歴(16/18)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
賦課期日・申告期限		H20. 1. 1.	H20. 3. 17.	H21. 1. 1.	H21. 3. 16.	H22. 1. 1.	H22. 3. 16.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円		同 左		同 左
	配偶者特別控除	○配偶者控除なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円(A - 380,000)	330,000円		同 左		同 左
	A 配偶者の合計 所得金額	750,000円以上760,000円未満 納税者の合計所得金額は、1,000万円以下が対象	30,000円				
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円		同 左		同 左
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは、上記と同じ(両方あるときは、合計額)			同 左		同 左
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下のときは全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 両方あるときは、合計額(限度額 25,000円)			同 左		同 左
	寄附金	地方公共団体・共同募金会・日本赤十字社に支払った金額又は総所得金額の25%のいずれか少ない方の金額 - 100,000円			(税額控除に改組)		同 左
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額			同 左		同 左
	雑損	総所得金額の10%を超える金額			同 左		同 左
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は、2,000,000円)			同 左		同 左
	基礎控除		330,000円		同 左		同 左
	税率	市民税均等割 市民税所得割 府民税均等割 府民税所得割	3,000円 6%(一律) 1,000円 4%(一律)		同 左		同 左
	税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6% 府民税1.2% 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8% 府民税0.6% 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4% 府民税0.3% 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。			同 左	
住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)		所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額			同 左		所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額
寄附金税額控除							・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)
摘要		税源移譲に伴う年度間の所得変動にかかる平成19年度市・府民税の減額措置					
		長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分は、市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用			同 左		同 左

# 市民税の税歴(17/18)

		平成23年度		平成24年度	
賦課期日・申告期限		H23. 1. 1.	H23. 3. 15.	H24. 1. 1.	H24. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除 同居老親等扶養控除 同居特別障害者控除 同居特別障害者老人控除 同居特別障害者特定扶養控除	330,000円 380,000円 450,000円 450,000円 560,000円 610,000円 680,000円	配偶者・扶養控除 老人配偶者・老人扶養控除 特定扶養控除(16歳～18歳) 特定扶養控除(19歳～22歳) 同居老親等扶養控除	330,000円 380,000円 330,000円 450,000円 450,000円
	配偶者特別控除	○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 450,000円以上750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000) 750,000円以上760,000円未満	330,000円 30,000円	同左	
	A…配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額は1,000万円以下が対象			
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 300,000円	普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 特別障害 同居特別障害 特別寡婦	260,000円 300,000円 530,000円 300,000円
	生命保険料	15,000円以下のときは全額 15,000円超 40,000円以下 1/2 + 7,500円 40,000円超 70,000円以下 1/4 + 17,500円 70,000円を超えたときは35,000円 個人年金があるときは上記と同じ(両方あるときは合計額)		同左	
	地震保険料	旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超 15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円を超えたときは10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円を超えたときは25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)		同左	
	社会保険料	1年間の支払い金額の全額		同左	
	雑損	総所得金額の10%を超える金額		同左	
	医療費	総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額(限度額は2,000,000円)		同左	
	基礎控除	330,000円		同左	
税率	市民税均等割	3,000円		同左	
	市民税所得割	6%(一律)			
	府民税均等割	1,000円			
	府民税所得割	4%(一律)			
税額控除	配当控除	利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。		同左	
	住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額		同左	
	寄附金税額控除	・地方公共団体(ふるさと納税) 5,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 5,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)		・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除(上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)	
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分) ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用		同左		
			○0歳～15歳の扶養控除の廃止		

# 市民税の税歴(18/18)

平成25年度	
賦課期日・申告期限	H25. 1. 1. H25. 3. 15.
所得控除	配偶者及び扶養 配偶者控除(一般) 330,000円 配偶者控除(70歳以上) 380,000円 一般扶養 330,000円 特定扶養控除(19歳～22歳) 450,000円 老人扶養(70歳以上) 380,000円 同居加算 70,000円
	配偶者特別控除 ○配偶者控除との同時適用なし 450,000円未満 330,000円 ※ 合計所得金額 450,000円以上 750,000円未満 380,000円 - (A - 380,000)円 1,000万円以下の納税者が対象 ※ A… 配偶者の合計所得金額 750,000円以上 760,000円未満 30,000円
	障害者 寡婦(夫) 勤労学生 普通障害・寡婦(夫)・勤労学生 260,000円 特別障害 300,000円 同居加算 230,000円 特別寡婦 300,000円
	生命保険料 ○平成23年12月31日以前の生命保険契約(一般生命保険・個人年金) 15,000円以下のときは全額 15,000円超40,000円以下 1/2+ 7,500円 40,000円超70,000円以下 1/4+17,500円 70,000円超 35,000円 ○平成24年1月1日以降の生命保険契約(一般生命保険・個人年金・介護医療保険) 12,000円以下のときは全額 12,000円超32,000円以下 1/2+ 6,000円 32,000円超56,000円以下 1/4+14,000円 56,000円超 28,000円 どちらの生命保険契約とも控除額の合計適用限度額は70,000円。
	地震保険料 旧長期損害保険料 5,000円以下 全額 5,000円超15,000円以下 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 地震保険料 50,000円以下 1/2 50,000円超 25,000円 旧長期、地震保険料のどちらもあるときは合計額(限度額 25,000円)
	社会保険料 1年間の支払い金額の全額
	雑損 総所得金額の10%を超える金額
	医療費 総所得金額の5%(10万円超のときは10万円)超過額 (限度額は2,000,000円)
	基礎控除 330,000円
	税率
税額控除	配当控除 利益の配当等 市民税の所得割から配当所得の1.6%(府民税1.2%) 外貨建等証券投資信託以外 市民税の所得割から配当所得の0.8%(府民税0.6%) 外貨建等証券投資信託 市民税の所得割から配当所得の0.4%(府民税0.3%) 課税所得金額が1,000万円を超える部分は上記率の1/2で控除する。
	住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除) 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額と税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額の少ない方の金額から税源移譲後の所得税額を差し引いた金額及び所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額、又は所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た金額(9.75万円を超えるときは9.75万円)のいずれか小さい額を個人住民税から差し引いた金額
	寄附金税額控除 ・地方公共団体(ふるさと納税) 2,000円を超える寄附金について、一定の限度まで所得税と併せて全額を税額控除 ・大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪支部、国立学校法人等 2,000円を超える寄附金について、寄附金×税率の額を税額控除 (上記のどちらも総所得金額等の30%が限度)
摘要	長期 ○優良住宅地等の造成のための譲渡 市2.4% 府1.6% (2,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○居住用財産の譲渡 市2.4% 府1.6% (6,000万円超の部分 市3.0% 府2.0%) ○その他 市3.0% 府2.0% ○短期 市5.4% 府3.6% ○株式等 市1.8% 府1.2%(上場分) 市3.0% 府2.0%(非公開分)  ○非課税限度額 ・均等割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算21万円≧合計所得金額 ・所得割 35万円×(扶養親族数+1)+(*)加算32万円≧総所得金額等 (*)加算分は扶養親族を有する場合のみ適用

# 諸税の税歴(1/8)

		昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
法人税	法人税割	9.7/100	同 左	同 左	同 左	10.1/100 (4月1日以降に終了する事業年度から適用)
	法人均等割	1,200円	1,800円	同 左	同 左	同 左
市	市民税					
軽自動車税		原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 3,000円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	同 左	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円
市たばこ消費税		11/100	12/100	13.4/100	15/100	同 左
固定資産税		1.4/100	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税・ガス税		10/100	9/100	8/100	7/100	同 左
都市計画税		0.2/100	同 左	同 左	同 左	同 左



## 諸税の税歴(2/8)

		昭和41年度	昭和42～43年度	昭和44～47年度	昭和48年度	昭和49年度
法人税	法人税割	10.1 / 100 (6月1日以降 10.4 / 100) (12月1日以降 10.7 / 100)	10.7 / 100	同 左	9.1 / 100	14.5 / 100 (5月1日以降に終了 する事業年度から適用)
	法人均等割	1,800円	資本金 1千万円以下 2,400円 資本金 1千万円超 4,000円	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円 軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円 2輪の小型自動車 2,500円 小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円		同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ消費税		18.1 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税		1.4 / 100	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産30万円	同 左	1.4 / 100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円
電気税・ガス税		7 / 100	同 左	同 左	6 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)	電気税 6 / 100 ガス税 5 / 100 (10月1日以降の 検針分から適用)
特別土地保有税		—	—	—	保有分 1.4 / 100 取得分 3 / 100	同 左
都市計画税		0.2 / 100	同 左	同 左	同 左	同 左

# 諸税の税歴(3/8)

		昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	昭和53年度
法人	法人税割	14.5/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金1千万円以下 2,400円 ○資本金1千万円超 4,000円	○資本金1億円超 従業員数100人超 24,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 12,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 12,000円 ○その他 7,200円	○資本金1億円超 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1億円超 従業員数100人以下 24,000円 ○資本金1千万円超 1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円	○資本金50億円超 従業員数100人超 800,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 400,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 80,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 80,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 24,000円 ○その他 8,000円
市民	市民税				
軽自動車	軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 500円 90 " 800円 125 " 1,000円  軽自動車 2輪のもの 1,500円 3輪のもの 2,000円 4輪の乗用 4,500円 " 貨物 2,500円  2輪の小型自動車 2,500円  小型特殊自動車 農業作業用 1,000円 その他 3,000円	原動機付自転車 50cc以下 650円 90 " 1,000円 125 " 1,300円  軽自動車 2輪のもの 2,000円 3輪のもの 2,600円 4輪の営業用貨物 2,900円 " 自家用貨物 3,300円 " 営業用乗用 5,200円 " 自家用乗用 5,900円  2輪の小型自動車 3,300円  小型特殊自動車 農業作業用 1,300円 その他 3,900円	同 左	同 左
市たばこ	市たばこ消費税	18.1/100	同 左	同 左	同 左
固定資産	固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左
電気	電気税	5/100 (1月1日以降の検針分より適用)	同 左	同 左	同 左
ガス	ガス税	3/100 (1月1日から5月31日分 までは4/100を適用)	3/100 (昭和52年1月1日以降の 検針分より2/100を適用)	2/100	同 左
特別土地	特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同 左	同 左	同 左
都市計画	都市計画税	0.2/100	同 左	同 左	0.3/100

# 諸税の税歴(4/8)

		昭和54～55年度	昭和56～57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
法人税	法人税割	14. 5/100	14. 7/100 (昭和56年8月1日以降に終了する事業年度より適用)	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超 従業員数100人超 1,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数100人超 560,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金10億円超 従業員数100人以下 134,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数100人超 134,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 40,000円 ○その他 13,000円	同 左	○資本金50億円超 従業員数50人超 1,500,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 1,000,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 270,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 100,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 80,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 80,000円 ○その他 27,000円	○資本金50億円超 従業員数50人超 3,000,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 700 円 90 " 1,100 円 125 " 1,450 円 軽自動車 2輪のもの 2,200 円 3輪のもの 2,850 円 4輪の営業用貨物 2,900 円 " 家用貨物 3,650 円 " 営業用乗用 5,200 円 " 家用乗用 6,500 円 2輪の小型自動車 3,650 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,450 円 その他 4,300 円	同 左	同 左	同 左	同 左	ミニカー 2,500円
市たばこ消費税	18. 1/100	同 左	同 左	同 左	同 左	従価割 14. 3/100 従量割 1000本につき 350 円
固定資産税	1. 4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	5/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
ガス税	2/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
特別土地保有税	保有分 1. 4/100 取得分 3 /100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
都市計画税	0. 3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

諸税の税歴(5/8)

		昭和61～63年度	平成元～2年度	平成3年度	平成4～5年度
法人	法人税割	14.7/100	同左	同左	同左
	市	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金10億円超え 従業員数50人以下 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 144,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 48,000円	同左	同左	同左
民	税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同左	同左	同左	
市たばこ消費税 (平成元年度より市たばこ税)	従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき 350円 ただし、昭和61年5月1日から昭和63年3月31日までの間、従量割の税率は1,000本につき 640円	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同左	同左	
固定資産税	1.4/100 (免税額) 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	同左	1.4/100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同左	
電気税	5/100	廃止	——	——	
ガス税	2/100	廃止	——	——	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3/100	同左	同左	保有分 1.4/100 取得分 3/100 遊休土地分 1.4/100	
都市計画税	0.3/100	同左	同左	同左	

諸税の税歴(6/8)

		平成6～8年度	平成9～10年度	平成11～14年度	平成15年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左
市	市民税				
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき ・旧三級品以外 1,997円 ・旧三級品 948円	同 左	同 左	同 左	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	保有分 1.4/100 取得分 3 /100 遊休土地分 1.4/100	同 左	同 左	平成15年度から課税停止	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(7/8)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19～21年度	平成22年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000 円 90 " 1,200 円 125 " 1,600 円 ミニカー 2,500 円 軽自動車 2輪のもの 2,400 円 3輪のもの 3,100 円 4輪の営業用貨物 3,000 円 " 自家用貨物 4,000 円 " 営業用乗用 5,500 円 " 自家用乗用 7,200 円 2輪の小型自動車 4,000 円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600 円 そ の 他 4,700 円	同 左	同 左	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000 本につき2,977円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき1,412円	同 左	1,000 本につき 2,977 円 (7月1日から3,298 円) ただし、旧三級品の紙巻た ばこは1,000本につき1,266 円(7月1日から1,564円)	1,000 本につき3,298円 ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円	1,000 本につき3,298円 (10月1日から4,618円) ただし、旧三級品の紙 巻たばこは1,000本に つき1,564円 (10月1日から2,190円)	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	同 左	同 左	
入湯税		1人1日150円	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	

# 諸税の税歴(8/8)

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
法人税	法人税割	14.7/100	同 左	同 左
	法人均等割	○資本金50億円超え 従業員数50人超 3,600,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超 2,100,000円 ○資本金50億円超え 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金10億円超50億円以下 従業員数50人以下 492,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超 480,000円 ○資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下 192,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超 180,000円 ○資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下 156,000円 ○資本金1千万円以下 従業員数50人超 144,000円 ○その他 60,000円	同 左	同 左
軽自動車税	原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90 " 1,200円 125 " 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 2輪のもの 2,400円 3輪のもの 3,100円 4輪の営業用貨物 3,000円 " 自家用貨物 4,000円 " 営業用乗用 5,500円 " 自家用乗用 7,200円 2輪の小型自動車 4,000円 小型特殊自動車 農業作業用 1,600円 その他 4,700円	同 左	同 左	
市たばこ税	1,000本につき4,618円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,190円	同 左	1,000本につき5,262円 ただし、旧三級品の紙巻たばこは 1,000本につき2,495円	
固定資産税	1.4 / 100 (免税額) 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	同 左	同 左	
特別土地保有税	平成15年度から課税停止	同 左	同 左	
都市計画税	0.3/100	同 左	同 左	
入湯税	宿泊する者 1人1日150円 宿泊しない者1人1日 75円	同 左	同 左	